# 富士箱根伊豆国立公園

(富士山地域)

公園計画書

(公園計画の一部変更)

平成18年3月22日

環境省

# 目 次

1	変更理由	3
2	規制計画	4
(1	)保護規制計画	4
	ア 特別地域	4
	(ア) 第2種特別地域	6
	(イ) 第3種特別地域	8
	(ウ) 乗入れ規制地区	1 0
	イ 面積内訳	2 4
	(ア) 地域地区別土地所有別面積	2 4
	(イ) 地域地区別市町村別面積	2 6
3	施設計画	3 0
(1	)利用施設計画	3 0
	ア 単独施設	3 0
	イ 道路(歩道)	4 2
4	参考事項	5 3
(1	) 指定植物	5 3
(2	) 過去の経緯	5 6
(3	)公園区域	5 7
(4	)規制計画	6 1
(5	)施設計画	98

#### 1 変更理由

富士箱根伊豆公園は、東京、神奈川、山梨及び静岡の1都3県にまたがり、わが国の最高峰富士山(3,776m)をはじめとする山岳、森林及び湖沼群から、海岸部及び島嶼地域に至るまで、変化に富んだ景観を有する公園で、富士、箱根、伊豆半島、伊豆諸島の4地域からなっている。昭和11年2月1日に富士箱根国立公園として指定されたのが始まりである。

富士山地域は、富士山を中心とし東に石割山、西に長者ヶ岳、南に越前岳、北に三つ峠山等の山々に囲まれた地域で、富士五湖と称される山中湖等の湖沼群を有し、また、富士山山麓の溶岩流上に広がる青木ヶ原樹海といった原生林を擁する山岳、湖沼及び山林の一体的景観を呈す面積60,591haの地域である。平成8年7月16日に公園区域及び公園計画の全般的な見直し(再検討)が行われている。

今回は、平成8年の再検討終了後、9年が経過しているため、この間の本地域を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、より一層の景観保護及び適正な利用促進の観点から、現行計画を踏まえつつ、次の方針により公園計画の変更(第1次点検)を行うものである。

記

### (1) 公園区域

情報収集や事前調査等により、当地域においては平成8年の再検討以降区域変更を 必要とする自然環境、社会的条件の変化等がないと判断するので、公園区域は現行の 通りとする。

#### (2)公園計画

#### ア 規制計画

集落化が進み特別地域として資質が失われている区域の最小限の変更と乗入れ規制地区の追加を行う。

#### イ 施設計画

社会情勢の変化や利用実態を十分に踏まえ、風致景観への影響、事業施行の可能 性などを検討し、必要な場合は変更を行う。

# 2 規制計画

## (1) 保護規制計画

保護規制計画の一部を次のとおり変更する。

### ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表1:特別地域変更表)

番号	区	分	変更部分の区域
1	削除		山梨県南都留郡富士河口湖町字勝山の一部
2	削除		山梨県南都留郡富士河口湖町字河口の一部
3	削除		山梨県南都留郡山中湖村字山中の一部

	変  更	理由	面 積(ha)
いるものの下部は既に刺おり、周囲の住宅地との	#作地及び宅± ○相違は見られ	で、山裾より上部は森林が残されて 地として住宅が設置され活用されて れず特別地域としての資質を有して して風景の維持を図るもの。	私 0 (△ 0.16)
囲の普通地域の耕作地と	で何等相違がり	地で、山裾まで耕作地が広がり、周 見られず、特別地域としての資質を 下げして風景の維持を図るもの。	私 △ 1 (△ 1.41)
の平坦地で、道路を中心	aに広がったst 、周囲の普i	に至る須走吉田線道路(車道)沿線 集落地一体に位置し、特別地域とし 通地域とは何等相違は見られないこ 維持を図るもの。	私 0 (△ 0.07)
変 更 部 分	<b>)面積</b>	<del>}</del>	△ 1 国 0 公 0 私 1
変更前紫	序 別 地 均	或 面 積	33,839 国 7,822 公 20,274 私 5,743
変更後常	予別地 均	或 面 積	33,838 国 7,822 公 20,274 私 5,742

## (ア) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表2:第2種特別地域変更表)

番号	区分	内 容	名称	変 更 部 分 の 区 域
1	削除	特別地域の縮小	河口湖	山梨県南都留郡富士河口湖町字勝山の一部
2	削除	特別地域の縮小	三ッ峠山	山梨県南都留郡富士河口湖町字河口の一部

		変  更	理	由	面 積 (ha)
いるものの下おり、周囲の	部は既に耕	作地及び宅 相違は見ら	地としてれず特別	はり上部は森林が残る 住宅が設置され活用る 地域としての資質をで の維持を図るもの。	<b>されて</b> (△ 0.16)
囲の普通地域	えの耕作地と	何等相違が	見られす	裾まで耕作地が広がり、特別地域としての資     風景の維持を図るもの	資質を (△ 1.41)
変	更 部 分	面積	計		△ 1  (国 0  公 0  私 1
変	更 前 第	2 種	特別	地 域 面 積	9,157 国 3,280 公 4,608 私 1,269
変	更後第	2 種	特別	地 域 面 積	9,156 国 3,280 公 4,608 私 1,268

## (イ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表3:第3種特別地域変更表)

番号	区分	<b>÷</b>	内	容	名	称		変	更	部	分	の	区	域
3	削除	特	宇別 地垣	支の縮小		中湖西鷹丸山	山梨県	南都	留郡	山中	湖村	字山	中の	一部

変 更 理 由	面積(ha)
山中湖の北西、河口湖から山中湖に至る須走吉田線道路(車道)沿線の平坦地で、道路を中心に広がった集落地一体に位置し、特別地域としての資質は有しておらず、周囲の普通地域とは何等相違は見られないことから普通地域に格下げして風景の維持を図るもの。	私 0 (△ 0.07)
変 更 部 分 面 積 計	私 0 国 0 公 0 私 0
変 更 前 第 3 種 特 別 地 域 面 積	16,402 国 1,811 公 10,537 私 4,054
変 更 後 第 3 種 特 別 地 域 面 積	16,402 国 1,811 公 10,537 私 4,054

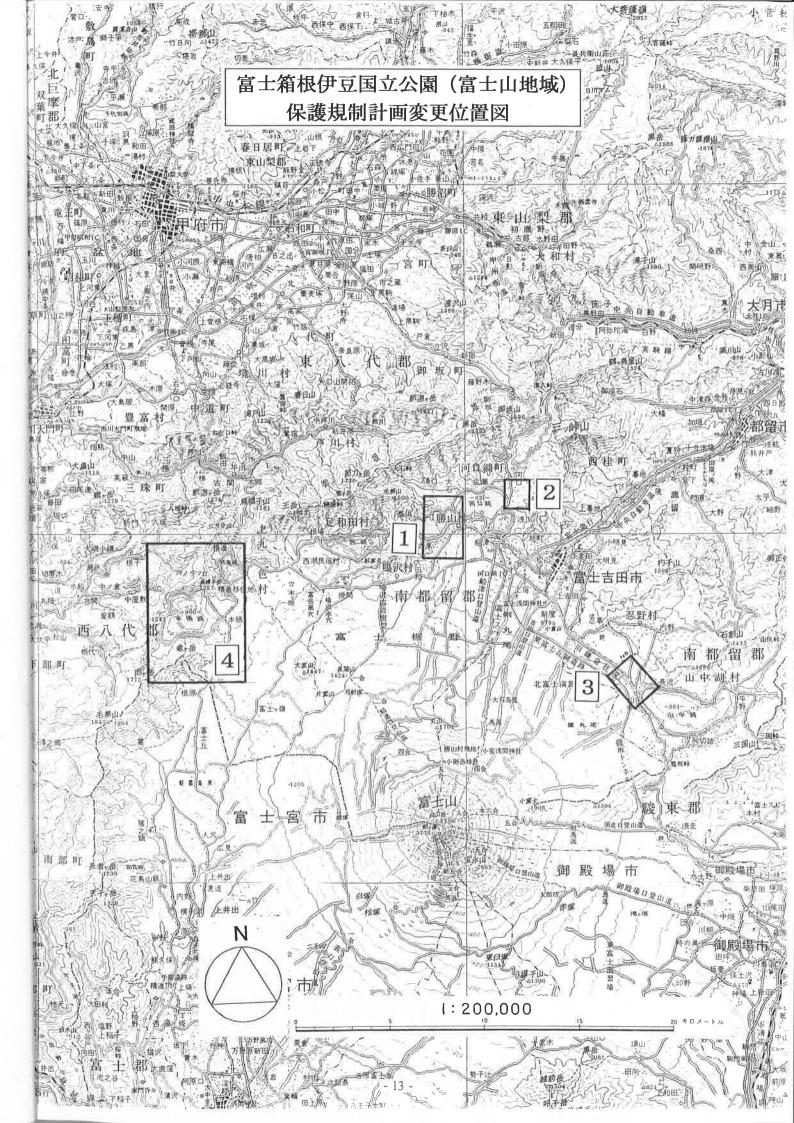
# (ウ)乗入れ規制地区

車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する区域(以下「乗入れ規制地区」 という。)を次のとおりとする。

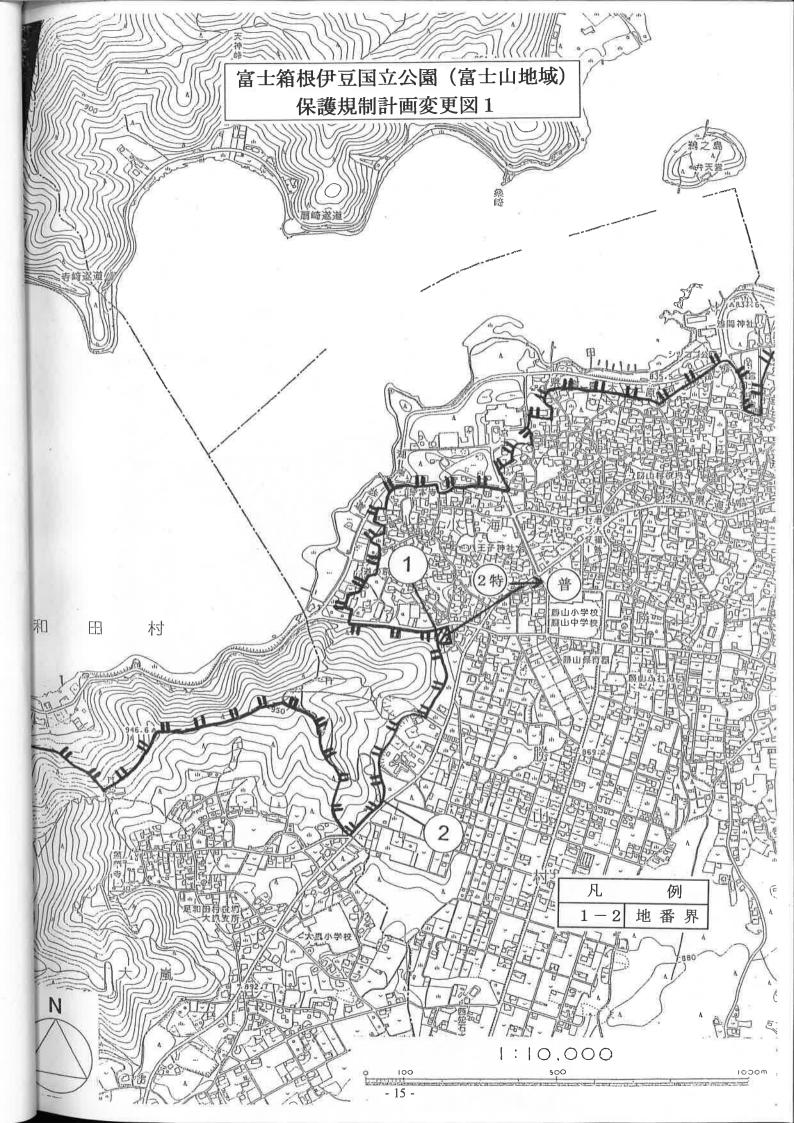
(表4:乗入れ規制地区表)

名称	区域	地 種 区 分
本栖湖	山梨県西八代郡上九一色村及び南巨摩郡身延町 (本栖湖水面の全部)	第2種特別地域

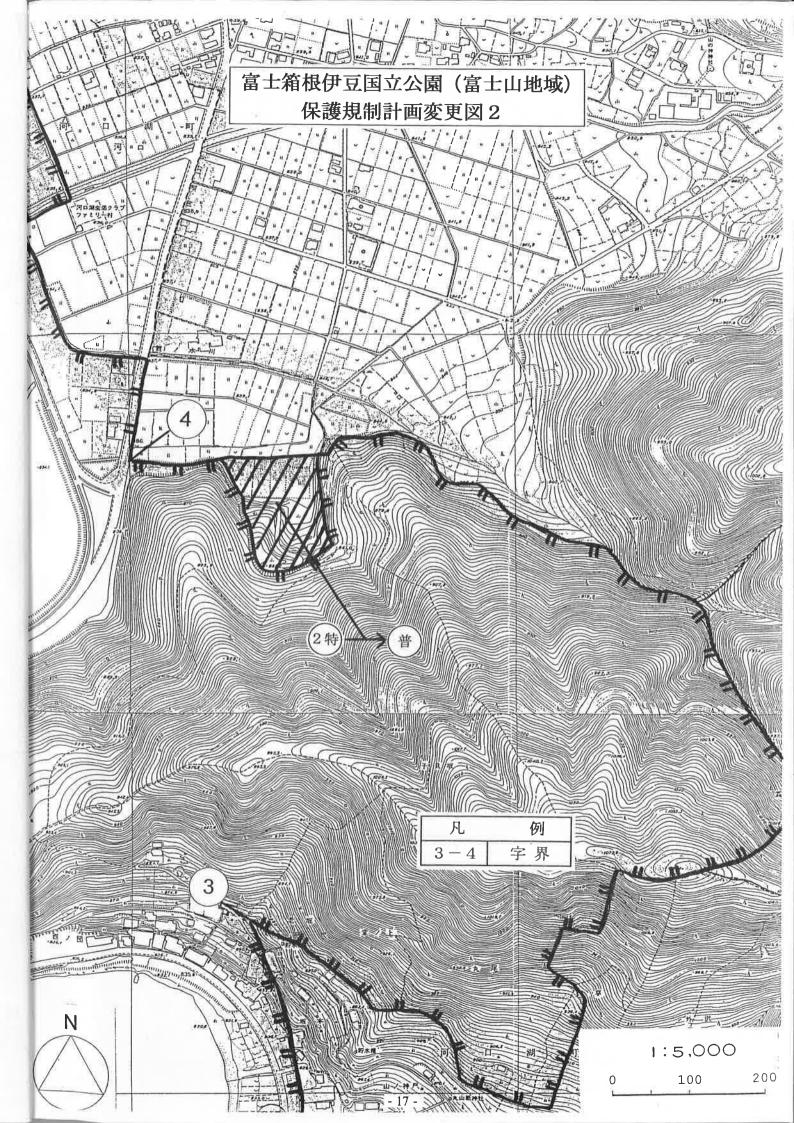
区 域 の 概 要	面積	(ha)	備	考
富士山からの溶岩流によってできた富士五湖の一つであり、 最大水深が138mあり、透明度の高い湖水である。 ここ数年来、本栖湖においては、プレジャーボート等の動力 船の乗入れに起因する水質汚濁や、騒音等による野生動植物生 育環境への支障が考えられることから、自然環境や適切な利用 環境の保全を図るために区域を指定するものである。		470 470 0 0		



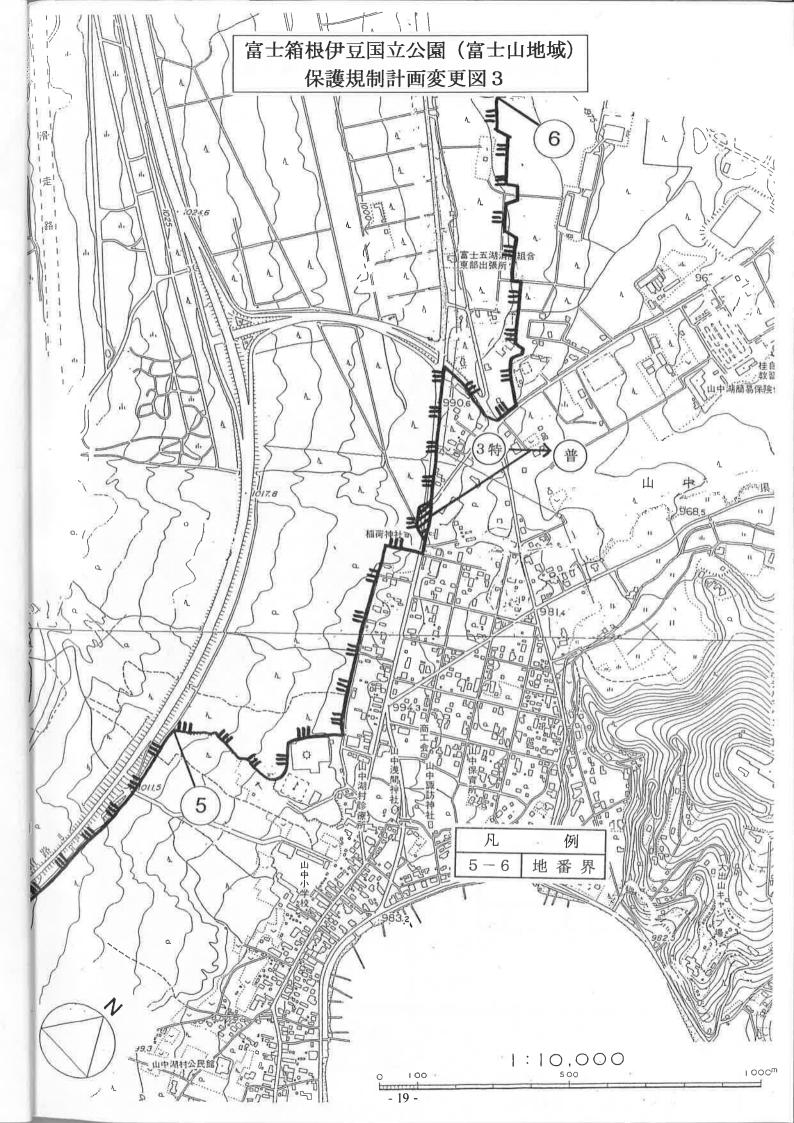
_	14	_



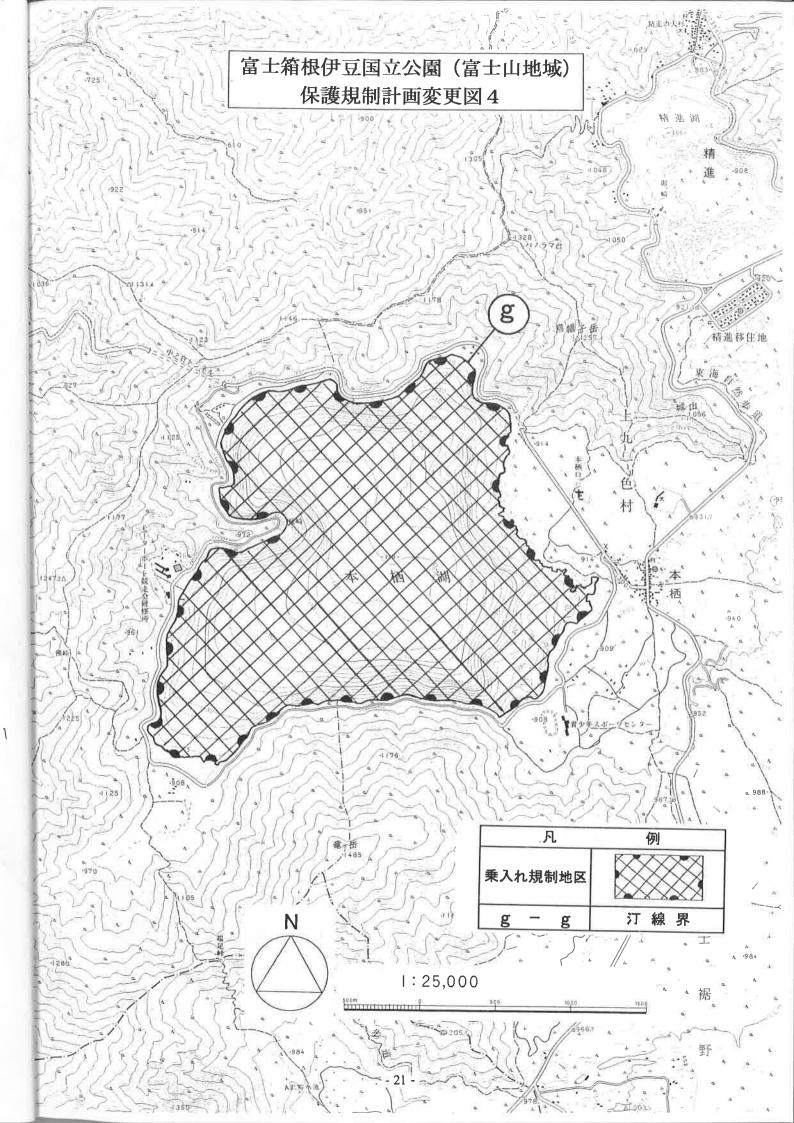
_	16	_



_	18	_



_	20	_
	40	



_	22	_

_	23	_
---	----	---

# イ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有別面積

(表 5:地域地区別土地所有別面積総括表)

均	也 域 区 分			特		別		地	
均	也 種 区 分	特	別保護地	区	第二	1 種特別均	也域	第2種特別	
	上地所有別	国	公	私	玉	公	私	国	公
111	土地所有別面積	57	3, 172	0	89	1, 957	19	2, 155	4, 569
山梨	地種区分別面積					2,065			7, 697
果果	地域地区別面積		3, 229						20, 202
乐	地域別面積								23, 431
静	土地所有別面積	1,008	0	0	1, 573	0	0	1, 125	39
田岡	地種区分別面積					1,573			1, 459
	地域地区別面積	1, 008			8, 99			8, 994	
県	地域別面積					10,			10, 002
富	土地所有別面積	4	0	401	0	0	0	0	0
土山	地種区分別面積					0			0
頂	地域地区別面積		405					0	
	地域別面積								405
	土地所有別面積	1,069	3, 172	401	1,662	1, 957	19	3, 280	4, 608
合	地種区分別面積 (比率)					3, 638 ( 6. 0)			9, 156 (15. 1)
計	地域地区別面積 (比率)		4, 642 (7.7)						29, 196 (48. 1)
l ii	地域別面積(比率)								33, 838 (55. 8)

(単位:面積 ha, 比率 %)

域				र्गह	그로 기가 구	4	,	\ =	·I
地域	第3	3 種特別均	也域	普通地域			合 計		
私	围	公	私	围	公	私	围	公	私
973	0	9, 363	1, 077	0	3, 173	10, 138	2, 301	22, 234	12, 207
		10, 440							
					13, 311			36, 742	
295	1, 811	1, 174	2, 977	5, 165	1, 184	7, 093	10,682	2, 397	10, 365
		5, 962							
					13, 442			23, 444	
0	0	0	0	0	0	0	4	0	401
					0			405	
1, 268	1, 811	10, 537	4, 054	5, 165	4, 357	17, 231	12, 987	24, 631	22, 973
		16, 402 (27. 0)							
				26, 753 (44. 2)			60, 591 (100. 0)		

# (イ) 地域地区別市町村別面積

# (表6:地域地区別市町村別面積総括表)

						現					
	地域地区		地域地区		寺 別	地	域		普通地域	A 14	
Ħ	方 町 村			特保	第1種	第2種	第3種	小 計	音囲地域	合 計	
	富士	吉 田	市	533	328	860	2, 665	4, 386	1,070	5, 456	
山	西八代郡	上九一	色村	1, 133	477	1,631	2, 059	5, 300	1, 507	6, 807	
Ш	南巨摩郡	身 延	町	0	7	787	0	794	0	794	
梨	南都留郡	西桂	町	0	86	0	343	429	0	429	
米		忍 野	村	0	0	0	50	50	0	50	
県		山中海	胡村	57	95	1, 424	1, 231	2,807	2,093	4, 900	
<b>斤</b>		富士河口	湖町	6	402	1,749	2, 285	4, 442	4, 908	9, 350	
		鳴沢	村	1,500	670	1, 247	1, 807	5, 224	3, 732	8, 956	
	小	計		3, 229	2, 065	7, 698	10, 440	23, 432	13, 310	36, 742	
静	富士	宮	市	463	577	1,075	4, 923	7, 038	10, 757	17, 795	
即	恒田	士	市	38	59	295	191	583	1, 911	2, 494	
岡	御殿	場	市	287	555	7	590	1, 439	0	1, 439	
県	裾	野	市	0	5	82	44	131	440	571	
乐	駿東郡	小 山	町	220	377	0	214	811	334	1, 145	
	小	計		1,008	1, 573	1, 459	5, 962	10,002	13, 442	23, 444	
富	士山頂(	県境未確	定)	405	0	0	0	405	0	405	
	合	計		4, 642	3, 638	9, 157	16, 402	33, 839	26, 752	60, 591	

(単位:面積 ha)

		変	更		後		増 減 (陸域)
	特	別地	域		普通地域	合 計	(产效)
特保	第1種	第2種	第3種	小 計	百畑地域		
533	328	860	2, 665	4, 386	1,070	5, 456	0
1, 133	477	1,631	2, 059	5, 300	1, 507	6, 807	0
0	7	787	0	794	0	794	0
0	86	0	343	429	0	429	0
0	0	0	50	50	0	50	0
57	95	1, 424	1, 231	2, 807	2, 093	4, 900	0
6	402	1, 748	2, 285	4, 441	4, 909	9, 350	0
1,500	670	1, 247	1, 807	5, 224	3, 732	8, 956	0
3, 229	2, 065	7, 697	10, 440	23, 432	13, 311	36, 742	0
463	577	1, 075	4, 923	7, 038	10, 757	17, 795	0
38	59	295	191	583	1, 911	2, 494	0
287	555	7	590	1, 439	0	1, 439	0
0	5	82	44	131	440	571	0
220	377	0	214	811	334	1, 145	0
1,008	1, 573	1, 459	5, 962	10,002	13, 442	23, 444	0
405	0	0	0	405	0	405	0
4, 642	3, 638	9, 156	16, 402	33, 838	26, 753	60, 591	0

_	28	_
---	----	---

_	29	_
---	----	---

# 3 施設計画

(1)利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

ア 単独施設

(ア) 次の単独施設を追加する。

(表7:単独施設追加表)

番号	種類	位	置
1 0 0	運動場	山梨県南都留郡山中湖村 (平野)	

(イ) 次の単独施設を削除する。

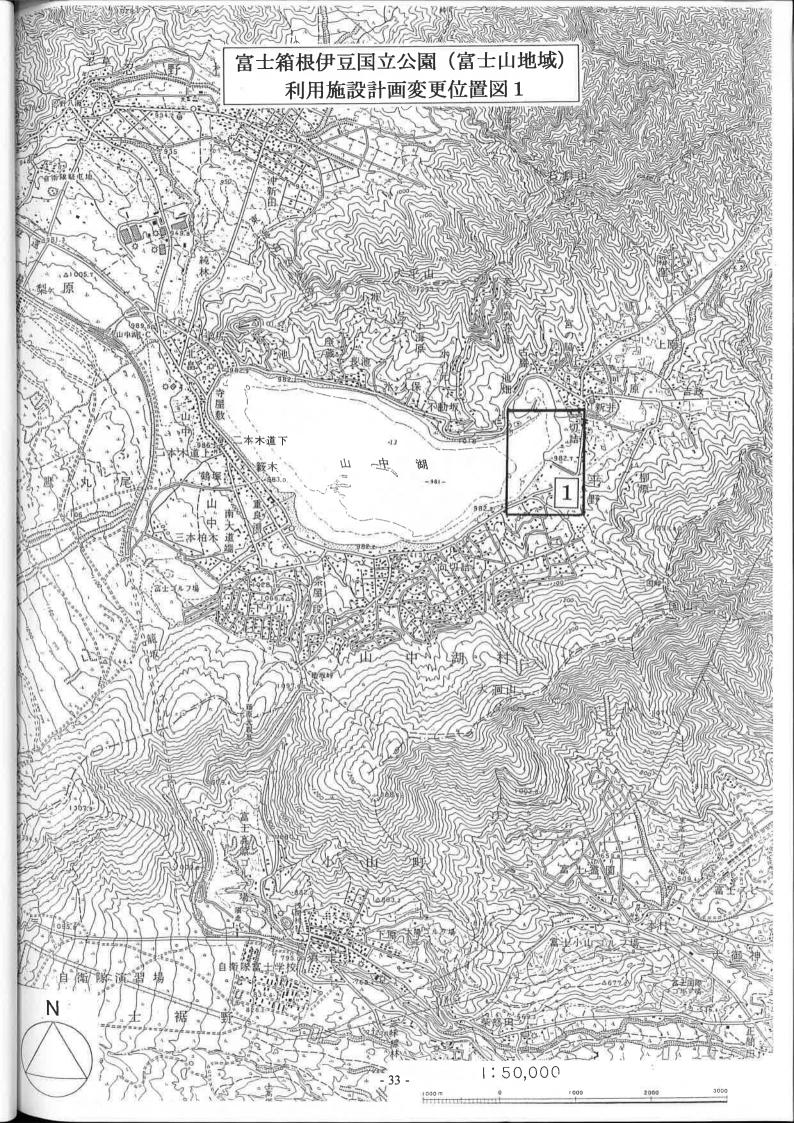
(表8:単独施設削除表)

番号	種類	位	置
8 9	宿舎	静岡県富士宮市(花鳥山脈)	
9 0	植物園	静岡県富士宮市(花鳥山脈)	

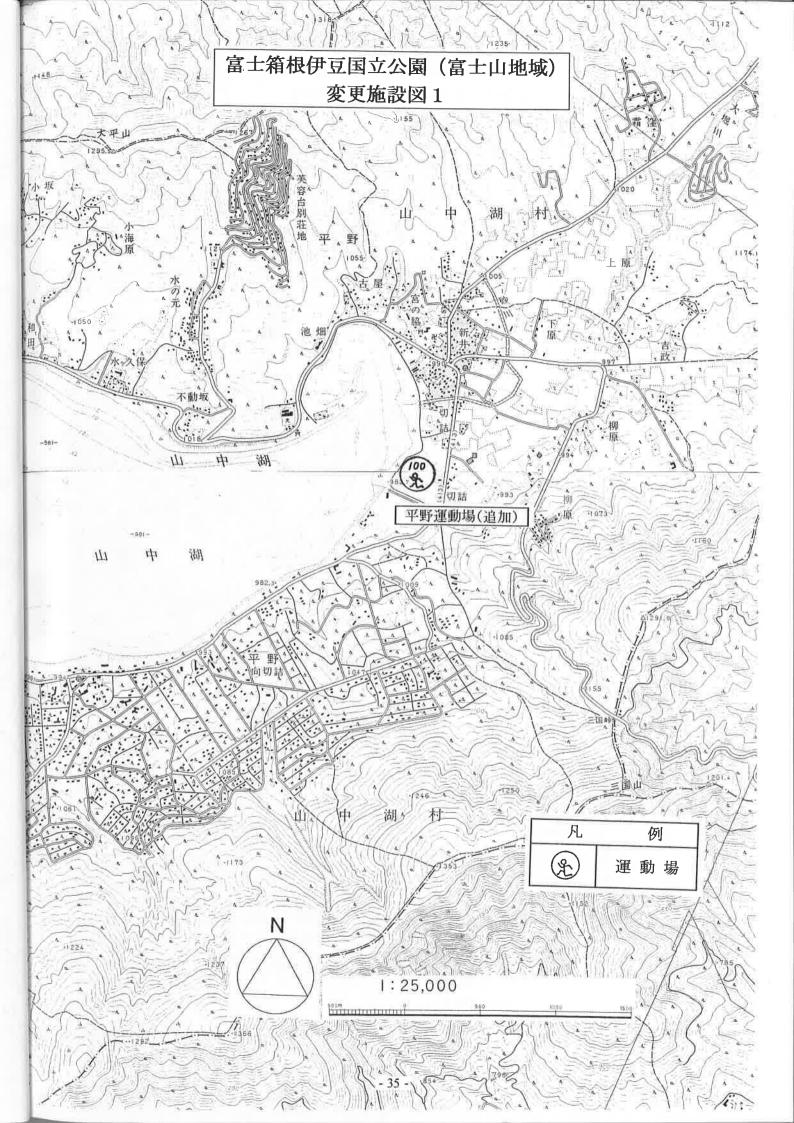
	整	備	方	針	旧計画と	の関係
山中湖の雄大な景観 て整備する。	見を活か	いした、	野外之	スポーツのための運動場とし	新	規

告示年月日	理	由
平成8.7.16告示	田貫湖集団施設地区計画に関施設としての計画の必要性がな	反込まれたことにより、単独 よくなったため。
平成8.7.16告示	事業が廃止されており、将来	的に整備の見込がないため。

_	32	_
---	----	---

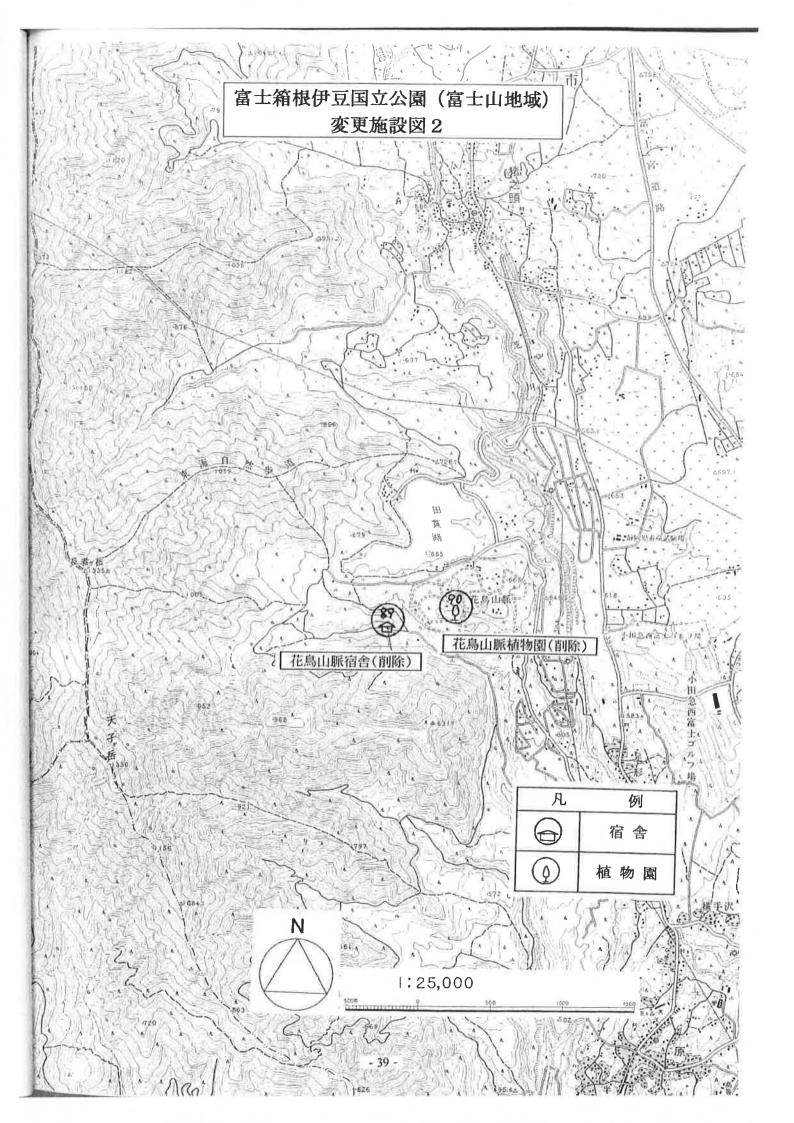


_	34	_



# ARM ARM 富士,以 富士 1:200,000

_	38	_
---	----	---





_	41	_

# イ 道路(歩道)

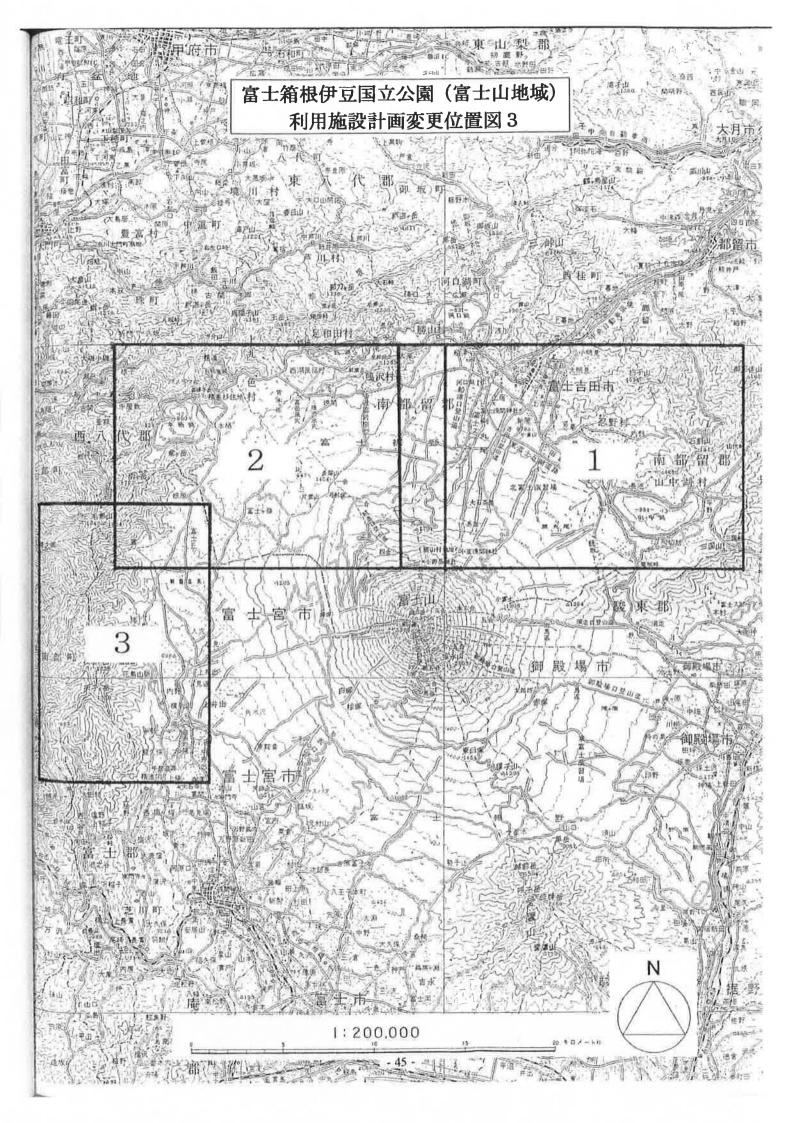
次の歩道を次のとおり変更する。

(表9:道路(歩道)変更表)

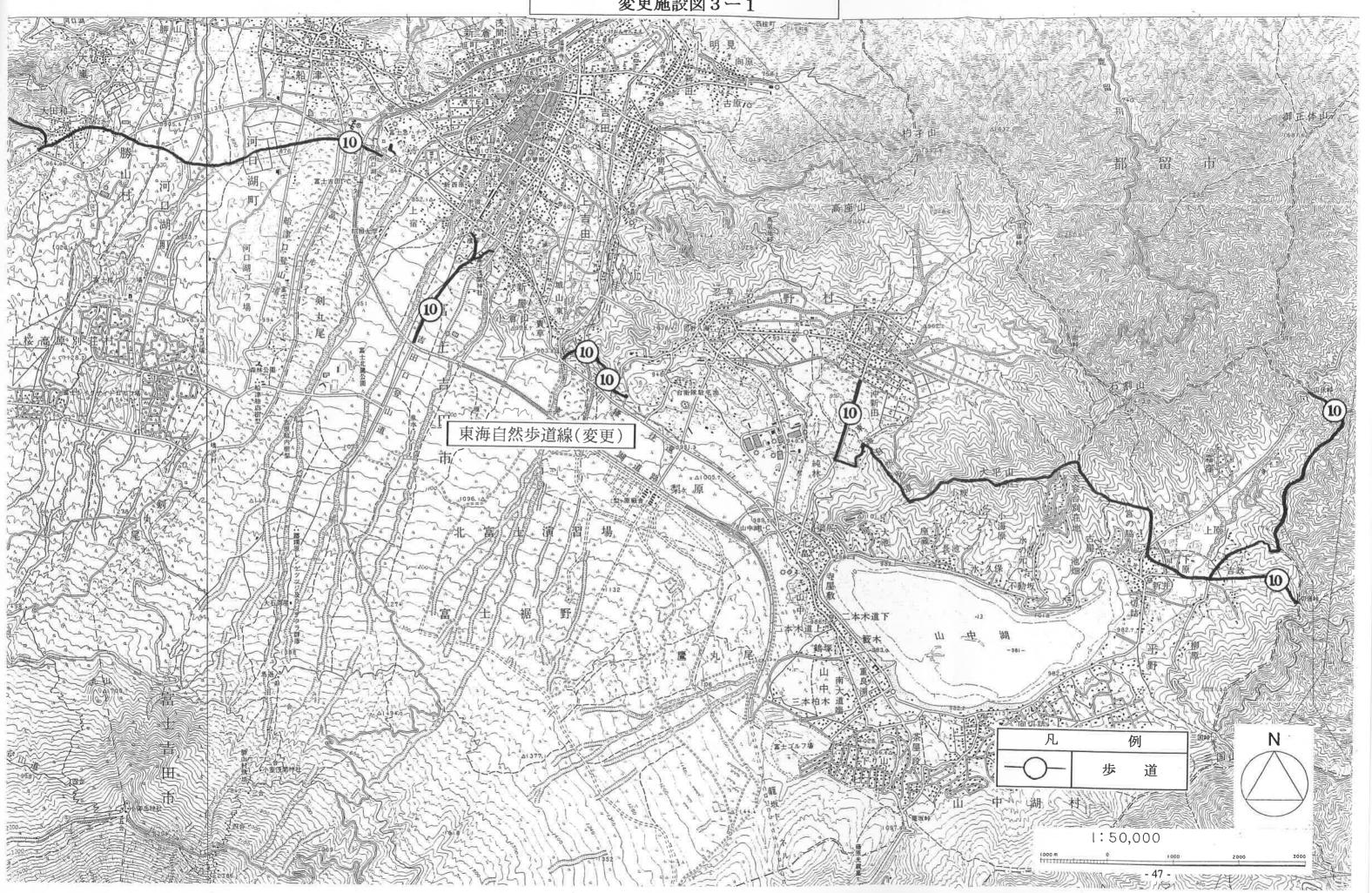
		現 行		
番号 路線	名	区間	主要経過地	告示年月日
東海道道	終起終起終起終起終起終起終起終起終起終起終起終起終起終起終起終起終起終起終起	・都国都国都国社国士・士士森郡国士国都都八也八七十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	避五紅鳴富青精本本設田施 山湖葉沢岳木進栖栖地貫設 山湖葉沢岳木進栖栖地貫設 山湖東沢岳木進栖栖地貫設 で穴穴原、、団、集区	平成 8.7.16

	新    規			理	由
番号 路線名	区間	主要経過地	整備方針		
10 東海線	た。 起。 然。起。 然。起。 然。起。然。起。然。起。然。起。然。起。然。起。点。点。点。点。点。点。点。点。	沖鐘五紅鳴富青精本本設田施新山湖葉沢岳木進栖栖地貫設畑、台台氷風ヶ湖湖集区湖地区、、穴穴原、、団、集区で、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	として整備	に合 るた 区間	わせ .めの ]変更

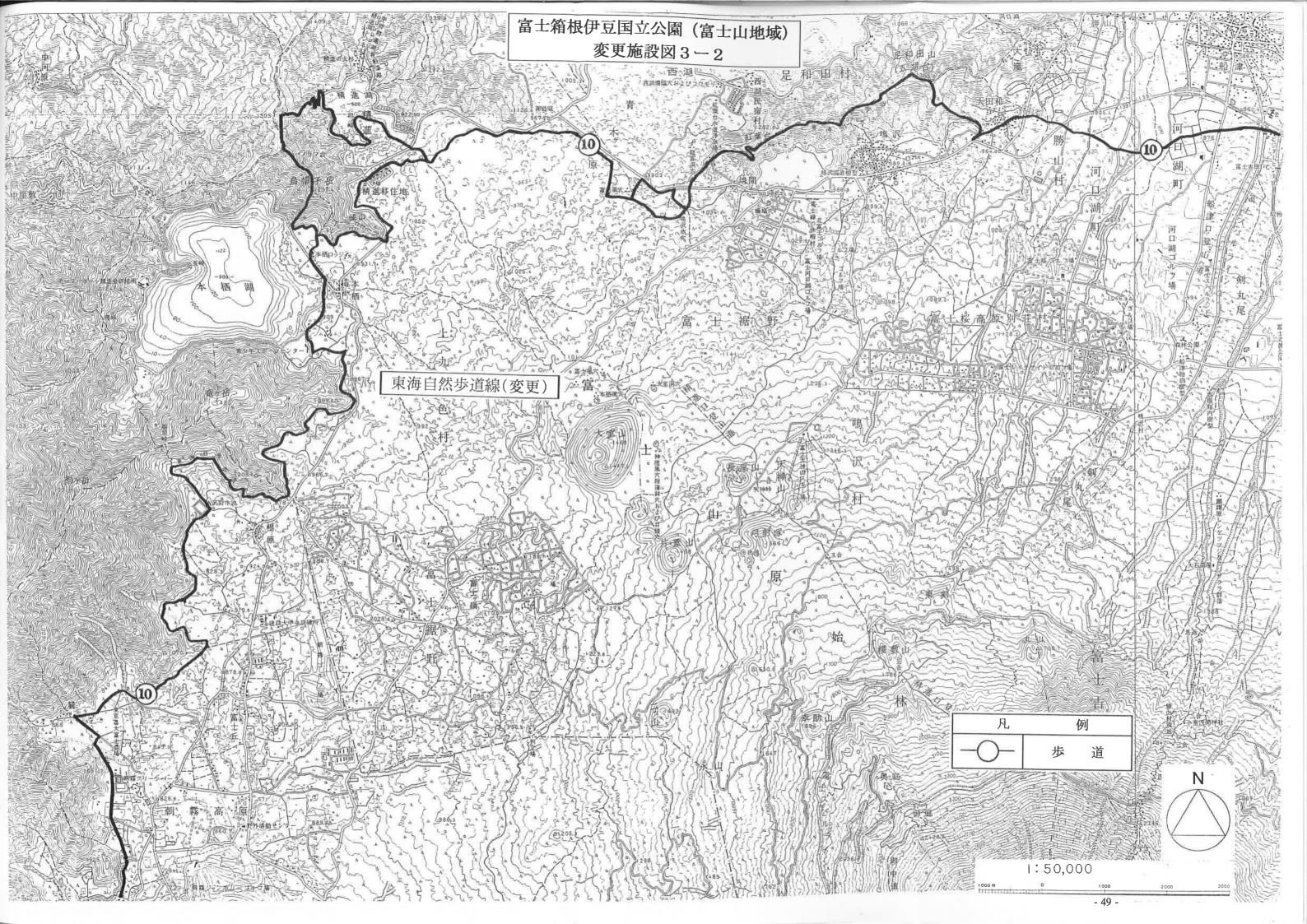
_	44	_
	44	



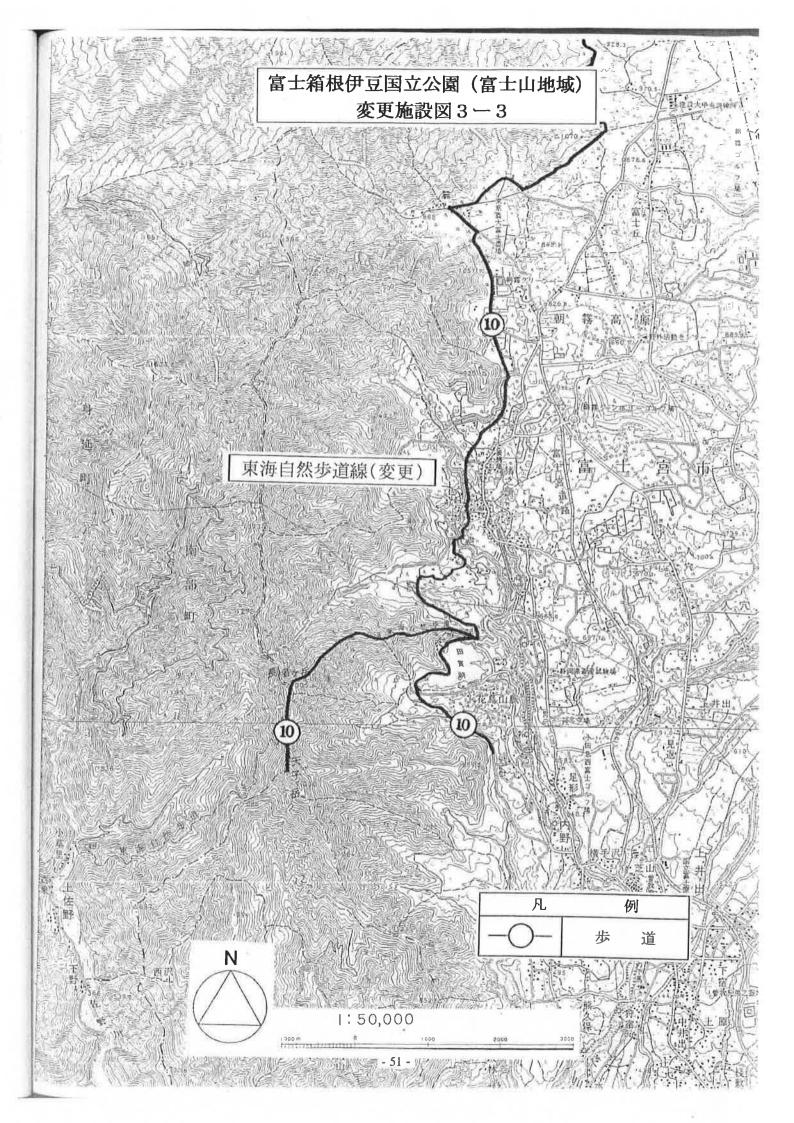
富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)変更施設図3-1



_	48	_
	40	



_	50	_
_	$_{\rm OU}$	_



_	52	_

# 4 参考事項

# (1) 指定植物

特別地域において、採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。

科名	種 名(ミズゴケ科の植物にあっては属名)
ミズゴケ	
ヒカリゴケ	
シオグサマツバラン	
マーノーハーノーノー   ヒカゲノカズラ	
	ころろす、ころろす / ン、ろす / ン、 / ン
イワヒバ	ヒメタチクラマゴケ、イワヒバ
ハナヤスリ	ミヤマハナワラビ、ヒメハナワラビ(ヘビノシタ)
リュウビンタイ	
	シロヤマゼンマイ
	オニコケシノブ(オオコケシノブ)、オオハイホラゴケ
イノモトソウ	ミヤマウラジロ、ユノミネシダ(カナヤマシダ)、エダウチホングウシダ、サイ
1. 23	コクホングウシダ、ハチジョウシダ、ハチジョウシダモドキ
オ シ ダ	オトコシダ、ナンタイシダ、ミドリカナワラビ、ハカタシダ、ナヨシダ、ミヤマノ
	コギリシダ、イヨクジャク、ノコギリヘラシダ、コクモウクジャク、ホウノカワシ ダ、ナガサキシダ、ヒロハアツイタ、ウサギシダ、アオキガハラウサギシダ、エビ
	ラ、) カリキンタ、Cロハ) フィタ、リリキンタ、, ノオキカハノリリキンタ、エロ   ラシダ、トヨグチイノデ、オオキヨズミシダ、コガネシダ
シシガシラ	フング、ドコグリイノブ、オオイコグ、コグ、コグイング   ハイコモチシダ(ジョウレンシダ)
チャセンシダ	
	モノスシダ
ウ ラ ボ シ	スジヒトツバ、イワヒトデ、シンテンウラボシ、ヒトツバイワヒトデ、タカノハウ
	ラボシ、ミヤマウラボシ、ナガバコウラボシ、イズクリハラン、コウラボシ、イワ
	オモダカ、オオクボシダ
シシラン	タキミシダ、シシラン、ナカミシシラン
	ミヤマツチトリモチ
タ デ	ハルトラノオ、ムカゴトラノオ、オンタデ
ナデシコ	フジナデシコ(ハマナデシコ)、シナノナデシコ、ワチガイソウ、ワダソウ、ヒゲ
구 ), 고 <sup>3</sup>	ネワチガイ、イワツメクサ
キンポウゲ	ハコネトリカブト、オオサワトリカブト、レイジンソウ、イヌハコネトリカブト、 ホソバトリカブト、タカネトリカブト、イチリンソウ、キクザキイチリンソウ、コ
	ホノハドリカノド、タカイドリカノド、イブリンプリ、イブリオイブリンプリ、コ   キクザキイチリンソウ、アズマイチゲ、レンゲショウマ、リュウキンカ(エンコ
	ウソウを含む。)、ミヤマハンショウヅル(コミヤマハンショウヅルを含む。)、
	カザグルマ、トリガタハンショウヅル、シロバナハンショウヅル、バイカオウレ
	ン、ミツバオウレン、セツブンソウ、ハコネシロカネソウ、シロカネソウ(ツルシ
	ロカネソウ)、トウゴクサバノオ、オキナグサ、グンナイキンポウゲ、アカギキン
	ポウゲ、ヒキノカサ(コキンポウゲ)、ミヤマカラマツ、ヤマシャクヤク、ベニバ
	ナヤマシャクヤク
スイレン	
ウマノスズクサ	
	ミカンアオイ、アマギカンアオイ、オトメアオイ、ウスバサイシン(サイシン)、
	シモダカンアオイ
オトギリソウ	フジオトギリ、コオトギリ
モウセンゴケア ブ ラ ナ	イシモチソウ、モウセンゴケ ミヤマハタザオ、フジハタザオ、イワハタザオ
ベンケイソウ	ミャマハタリオ、ノンハタリオ、イワハタリオ   マツノハマンネングサ、イワベンケイ、チチッパベンケイ、アオベンケイ
コキノシタ	マフノハマンボンケリ、イリペンケイ、ケナリケベンケイ、ケオペンケイ   ハナチダケサシ、ヒトツバショウマ、フジアカショウマ、ハチジョウショウマ、ハ
	ナネコノメ、ムカゴネコノメ、ウメウツギ、アマギアマチャ、チャルメルソウ、シ
	ラヒゲソウ、ウメバチソウ(コウメバチソウを含む。)、ヤワタソウ、ヤシャビシ
	ャク、トガスグリ、ジンジソウ、ダイモンジソウ(ウチワダイモンジソウを含)
	む。)、イズノシマダイモンジソウ、クロクモソウ、イワユキノシタ

科 名	7	種 名 (ミズゴケ科の植物にあっては属名)
バ	ラ	シモツケソウ (アカバナシモツケソウを含む。)、シロバナノヘビイチゴ (モリイチゴ)、イワキンバイ、ミネザクラ (チシマザクラを含む。)、タカネイバラ、
マフウロソ	メウ	サンショウバラ、オヤマシモツケ、イワシモツケ ムラサキモメンヅル、タイツリオオギ、イワオオギ グンナイフウロ (タカネグンナイフウロを含む。)、イヨフウロ (シコクフウ
トゥダイグ		ロ)、カイフウロ、アサマフウロ、コフウロ イワタイゲキ、タカトウダイ (フジタイゲキ)
グ	3	サクラガンピ ハコネグミ
スミ	V	キバナノコマノツメ、エゾアオイスミレ(マルバケスミレ)、テリハタチツボ スミレ、コミヤマスミレ、キスミレ、ミヤマスミレ、シコクスミレ(ハコネスミレ)、ヒメスミレサイシン
アカバミズ	ナキバ	ヤナギラン、ヒメアカバナ ゴゼンタチバナ
ウコセ	ギリ	ウラジロウコギ イワニンジン、ミシマサイコ、イブキゼリ、ミヤマニンジン、ヤマナシウマノミツ バ、シラネニンジン
イワウ	メ	ヒメイワカガミ、ヤマイワカガミ、イワカガミ (コイワカガミ、オオイワカガミ を含む。)
イチャクソ	ウ	ウメガサソウ、シャクジョウソウ、ギンリョウソウモドキ(アキノギンリョウソウ)、ギンリョウソウ、コバノイチャクソウ、ベニバナイチャクソウ(ベニイチャクソウ)、マルバノイチャクソウ、ジンヨウイチャクソウ、コイチャクソウ
ツッツ	ジ	イワヒゲ、ドウダンツツジ、ヒロハドウダンツツジ、イワナンテン、ウスギョウラク、ムラサキツリガネツツジ、ツガザクラ、アマギツツジ、ハクサンシャクナゲ(シロバナシャクナゲ、ネモトシャクナゲを含む。)、ミツバツツジ、レンゲツツジ(キレンゲを含む。)、オオシマツツジ、ヒカゲツツジ、キョスミミツバツツジ、アズマシャクナゲ、シロヤシオ(ゴョウツツジ)、ウンゼンツツジ、アシタカツツジ、トウゴクミツバツツジ、サラサドウダン、ベニサラサドウダン、チチブドウ
サクラソ	ウ	ダン、ハコネコメツツジ、コケモモ クリンソウ、コイワザクラ、クモイコザクラ (キョサトコザクラ)、サクラソウ、 ツマトリソウ
リ ン ド	ウ	リンドウ、ホソバリンドウ、ハルリンドウ、ハナイカリ、ホソバツルリンドウ、ソ ナレセンブリ、ムラサキセンブリ、シノノメソウ、イヌセンブリ
ガ ガ イ ア カ	モネ	クサタチバナ ツルアリドオシ、ヒロハコンロンカ
ム ラ サクマッヅ	キラ	ムラサキ イワダレソウ
シナゴーノング	ソス	カイジンドウ、アシタカジャコウソウ、シモバシラ、ヤマジオウ アオホオズキ (タカオホオズキを含む。)
ゴマノハグ イ ワ タ バ		ハチジョウコゴメグサ、イズコゴメグサ、ヤマウツボ(ケヤマウツボを含む。)、 ハンカイシオガマ、トモエシオガマ、ヒメトラノオ、ヤマトラノオ、クガイソウ イワタバコ、シシンラン
イ フ ク ハ ハ マ ウ ツ タ ヌ キ		オニク、オカウツボ、キョスミウツボ
	シ	ベニバナツクバネウツギ、コハクサンボク、キバナウツギ コキンレイカ (ハクサンオミナエシ)、シマキンレイカ、キンレイカ
マッムシッキャキョ	ワウ	マツムシソウ、ソナレマツムシソウ フクシマシャジン、ヒメシャジン、イワギキョウ、ヤマホタルブクロ、ツルギキョウ、サワギキョウ、タニギキョウ、キキョウ
丰	ク	ロ、リッティョリ、ケーィィョリ、イイョリ エンシュウハグマ、タカネヤハズハハコ (タカネウスユキソウ)、ミヤマオトコ ヨモギ、タテヤマギク、サガミギク、キントキシロヨメナ、サワシロギク、ハコネ ギク (ミヤマコンギク)、カニコウモリ、イズカニコウモリ、イソギク、モリアザ

<ul> <li>ミ、ボソエノアザミ、ハマアザミ、ハコネアザミ、フジアザミ、アズマギク、ハコネヒョドリ、ミズギク (オゼミズギクを含む。)、タカネニガナ、ウスユキソウ、マルバダケブキ、オタカラコウ、ハンカイソウ、カイタカラコウ、コウシュウヒゴタイ、ミヤコアザミ、キントキヒゴタイ、レメヒゴタイ、カイトウヒレン、ヤハズトウヒレン、トゲキクアザミ、キイタカトウヒレン(トウヒレン)、サフメグルマ、ミヤマドキノキリンソウ (コガネギク、キリガミネアキノキリンソウを含む。)、キツネタンポポ</li></ul>
モキリソウ、スズムシソウ、コクラン、フタバラン (コフタバラン)、アオフタバラン、ラン、ミヤマフタバラン、タカネフタバラン、ホザキイチョウラン、ニラバラン、アリドオシラン、フウラン、ヒメムヨウラン、サカネラン、ヨウラクラン、ヒナチドリ、カモメラン (カモメソウ)、オノエラン、ウチョウラン、コケイラン、ガンゼキラン、タカネトンボ、ジンバイソウ、ミズチドリ、ツレサギソウ、ヤマサギソウ、ハチジョウッレサギ、キソチドリ、オオヤマサギソウ、オオバナオオヤマサギソウ(フガクオオヤマサギソウ)、ミヤマチドリ (ニッコウチドリ)、ホソバノキソチドリ、トキソウ、ヤマトキソウ、カシノキラン、ベニカヤラン (マツラン)、

### (2) 過去の経緯

昭和11年 2月 1日 公園区域の指定

昭和11年12月26日 公園計画の決定

昭和13年12月17日 特別地域の指定

昭和25年 2月 4日 集団施設地区、単独施設、道路及び運輸施設等公園計画の決定

昭和42年 3月29日 特別地域の拡張(表富士道路沿線)

昭和46年 5月22日 公園計画の一部変更(東海自然歩道線道路(歩道))

昭和50年 2月21日 公園区域及び特別地域の拡張(北富士地区)

平成 3年 7月20日 乗入れ規制地域の指定(富士山)

平成 4年 8月26日 公園計画の一部変更(東海自然歩道線道路(歩道))

平成 8年 7月16日 公園区域及び公園計画の一部変更(再検討)

# (3) 公園区域

富士箱根伊豆国立公園富士山地域の公園区域を次のとおりとする。

(表10:公園区域表)

都道府県名	区	域	面	積 (ha)
山梨県	国有林山梨森林管理事務所 39林班の全部 富士吉田市内 県有林吉田事業区 12林班から18林班まで、86林班 の全部並びに5林班及び8林班 部		5,456	
	新屋,上吉田及び松山の各一部 西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 37-I 林班、37-II 林班、38林班 46-I 林班、46-II 林班、47林班 51-I 林班、51-II 林班、52林班 59林班まで、60-I 林班、60-II を 西八代郡上九一色村 精進、富士ヶ嶺及び本栖の全部 西八代郡上九一色村内	から45林班まで、 から49林班まで、 、53林班、57林班から 林班及び61林班の全部 (公 4,344) (国 12) 私 2,053	6,807	
	精進湖及び本栖湖の全部 南巨摩郡泉延町内 県有林鰍 沢事業区 175林班及び176林班の全部並 南巨摩郡身延町内 本栖湖の全部	(国 398) びに177林班の一部 (公 511) (国 283)	7 9 4	
	南都留郡西桂町内 県有林大月事業区 49林班から52林班までの全部	(公 429)	4 2 9	
	南都留郡忍野村忍草の一部	(私 50)	5 0	

## (表10:公園区域表)

山 梨 県				
	南都留郡山中湖村内 国有林山梨森林管理事務所 40林班から45林班までの全部 南都留郡山中湖村内 県有林吉田事業区 1林班、2林班、3-II林班及び 南都留郡山中湖村 平野及び山中の各一部 南都留郡山中湖村内 山中湖の全部	(国 134) 34林班の全部 (公 1,432) 公 3 私 2,664 (国 667)	4,900	
	南都留郡富士河口湖町内 県有林吉田事業区 19林班、35林班、36-I 林班、36-II 林班 75林班まで、76-I 林班、76-II 林班及で 林班までの全部 南都留郡富士河口湖町 浅川、大嵐、大石、勝山、河口、小立、西湖、 浜の全部並びに船津の一部 南都留郡富士河口湖町内 河口湖及び西湖の全部	び77林班から83 (公 2,979)	9,350	
	南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 20- I 林班、20- II 林班、21林班、22林班 23- II 林班、23- III 林班及び24林班から 全部 南都留郡鳴沢村 鳴沢の全部		8,956	

(表10:公園区域表)

都道府県名	区	域	面	積(ha)
静 岡 県	国有林静岡森林管理署 1林班、2林班、4林班から 15林班まで、17林班から 30林班まで、32林班、337 41林班から43林班まで、 122林班から150林班まで、 159林班から162林班まで 169林班から172林班ま	8林班まで、10林班から 22林班まで、24林班から 林班、35林班から39林班ま 45林班から117林班まで、 で、152林班から157林班ま で、164林班から167林班ま で、192林班、210林班、246林 34林班から300林班までの (国 6,8	で、 で、 <sup>木班</sup> 全	
	富士宮市 猪之頭,根原、人穴及び麓。 倉、内野、上井出、北山、佐 各一部			
		班から191林班まで及び での全部並びに203林班の (国 1,7		
	富士市 大渕及び桑崎の各一部		49)	
	御殿場市内 国有林静岡森林管理署 499林班の全部並びに48 の各一部	33林班、484林班及び501林 (国 1,0	•	
	御殿場市 中畑の一部	1	<sup>53</sup> <sub>30</sub> )	
	裾野市内 国有林静岡森林管理署 453林班、459林班、464林 一部	・班、483林班及び484林班 <i>0</i> (国 1	5 7 1 O各 33)	
	裾野市 須山の一部	(私 4	38)	

# (表10:公園区域表)

都道府県名	区	域		Ī	面	積 (ha)
	駿東郡小山町内 国有林静岡森林管理署 494林班、495林班及び500林班の各- 駿東郡小山町 須走の一部	一部 (国 (公 私	811) 199 135	1,	1 4 5	
				小	計	23,444
	富士山頂浅間神社奥宮境内地の全部	(国 私	401		4 0 5	
	合	計				60,591

# (4) 規制計画

ア 保護規制計画

(ア) 特別地域

次の地域を特別地域とする。

(表11:特別地域総括表)

147林班及び148林班の全部並び	ドに5林班、8林班	から	4,386	
富士吉田市新屋及び上吉田の各一部	公私	98 98		
46- I 林班、46- II 林班、47林班7 51- I 林班、51- II 林班、52林班、	いら49林班まで、 53林班、57林班が 木班及び61林班 <i>0</i>	)全部	5,300	
西八代郡上九一色村 精進、富士ヶ嶺及び本栖の各一部	(国 私	12 <sub>546</sub> )		
西八代郡上九一色村内 精進湖及び本栖湖の全部	(国	398)		
南巨摩郡泉延町内 県有林鰍 沢事業区 175林班及び176林班の全部並で 南巨摩郡身延町内 本栖湖の全部	ドに177林班の一 (公 (国	部 511) 283)	7 9 4	
南都留郡西桂町内 県有林大月事業区 49林班から52林班までの全部	(公	429)	4 2 9	
南都貿郡忍野村忍草の一部	(私	50)	5 0	
	富士吉田市内 県有林吉田事業区 12林班から14林班まで、16林班 147林班及び148林班の全部並で 11林班まで、15林班及び86林班 富士吉田市 新屋及び上吉田の各一部 西八代郡上九一色村内 県有林吉田東、37-II林班、38林班が 46-I 林班、37-II林班、47林班が 51-I 林班、51-II 林班、52林班、59林班まで、60-I 林班、60-II 林 西八代郡上九一色村 精進、富士ヶ嶺及び本栖の各一部 西八代郡上九一色村内 精進湖及び本栖湖の全部 南巨摩郡泉延町内 県有林鰍、沢町内 県有林州及び176林班の全部並で 南巨摩郡身延町内 車栖湖の全部 南部町内 東有林班から52林班までの全部 南都留郡西桂町内 県有林班から52林班までの全部	富士吉田市内県有林吉田事業区 12林班から14林班まで、16林班から18林班まで、147林班及び148林班の全部並びに5林班、8林班 11林班まで、15林班及び86林班の各一部 (公 4 富士吉田市 新屋及び上吉田の各一部 (公 私  西八代郡上九一色村内県有林吉田事業区 37- I 林班、37- II 林班、38林班から45林班まで、51- II 林班、51- II 林班、53林班、57林班が59林班まで、60- I 林班、60- II 林班及び61林班の(公 4 西八代郡上九一色村精進、富士ヶ嶺及び本栖の各一部 (国 私)代郡上九一色村精進、富士ヶ嶺及び本栖の各一部 (国 下)代郡上九一色村内精進湖及び本栖湖の全部 (国 南巨摩郡身延町内県有林飯、沢事業区 175林班及び176林班の全部並びに177林班の一(公 南巨摩郡身延町内本栖湖の全部 (国 南都留郡西桂町内県有林大月事業区 49林班から52林班までの全部 (公 本)	富士吉田市内 県有林吉田事業区 12林班から14林班まで、16林班から18林班まで、 147林班及び148林班の全部並びに5林班、8林班から 11林班まで、15林班及び86林班の各一部 (公 4,174)  富士吉田市 公 98 新屋及び上吉田の各一部 公 98 西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 37- I 林班、37- II 林班、38林班から45林班まで、 46- I 林班、46- II 林班、52林班、53林班、57林班から 59林班まで、60- I 林班、60- II 林班及び61林班の全部 (公 4,344)  西八代郡上九一色村 精進、富士ヶ嶺及び本栖の各一部 国 12 和 546 西八代郡上九一色村内 精進湖及び本栖湖の全部 (国 398)  南巨摩郡身延町内 東有林鰍、沢事業区 175林班及び176林班の全部並びに177林班の一部 (公 511) 南巨摩郡身延町内 本栖湖の全部 (国 283) 南都留郡西桂町内 県有林大月事業区 49林班から52林班までの全部 (公 429)	富士吉田市内 県有林吉田事業区 12株班から14株班まで、16林班から18林班まで、 14杯班及び148林班の全部並びに5林班、8林班から 11林班まで、15林班及び86林班の各一部 (公 4,174)       富士吉田市 新屋及び上吉田の各一部 (公 98)         西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 37-I 林班、37-II 林班、38林班から45林班まで、 46-II 林班、47林班から49林班まで、 51-I 林班、51-II 林班、52林班、53林班、57林班から59林班まで、60-II 林班、60-II 林班及び61林班の全部 (公 4,344)       五 12 村護、富士ヶ嶺及び本栖の各一部 (国 398)         西八代郡上九一色村内 精進湖及び本栖湖の全部 (国 398)       不 9 4         南巨摩郡身延町内 本栖湖の全部 (国 283)       7 9 4         南巨摩郡身延町内 本栖湖の全部 (国 283)       4 2 9         南都留郡西桂町内 県有林大月事業区 49林班から52林班までの全部 (公 429)       4 2 9         南都留郡西桂町内 県有林大月事業区 49林班から52林班までの全部 (公 429)       4 2 9

(表11:特別地域総括表)

山梨県				
	南都留郡山中湖村内 国有林山梨森林管理事務所 40林班から45林班までの全部 南都留郡山中湖村内 県有林吉田事業区 2林班、3-I林班、3-II林班及び4林班 南都留郡山中湖村 平野及び山中の各一部 南都留郡山中湖村内 山中湖の全部	(国 134) の全部 (公 1,187) 公 3 私 816 (国 667)	2,807	
	南都留郡富士河口湖町内 県有林吉田事業区 35林班、36-I林班、36-II林班、62林刊 で、69林班から75林班まで、76-I林 及び77林班から83林班までの全部並 68林班の各一部 南都留郡富士河口湖町 浅川、大嵐、大石、勝山、河口、小立、西湖 び船津の各一部	班、76-Ⅱ林班 びに19林班及び (公 2,823)	4,441	
	南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 21林班、22林班、24林班から26林班ま 31林班まで、33林班及び34林班の全き 20- I 林班、23- I 林班及び32林班の名 南都留郡鳴沢村 鳴沢の一部	3並びに	5, 2 2 4	

(表11:特別地域総括表)

都道府県	人名	区	域	面	責 (ha)
静岡	県	富士宮市内 国有林静岡森林管理署 1林班、2林班、4林班から8林 12林班まで、46林班から67本 96林班まで、100林班、122林 172林班の全部並びに104林 114林班、117林班、156林班、 162林班、165林班、166林班、 一部 富士宮市 栗倉、猪之頭、内野、上井出、佐 人穴、麓及び山宮の各一部	林班まで、74林班から 班から145林班まで及び 班、108林班、111林班、 157林班、161林班、 169林班及び170林班の各 (国 2,903)	7,038	
		富士市内 国有林静岡森林管理署 173林班、174林班、176林班か 201林班の全部並びに181林 一部		5 8 3	
	御殿場市内 国有林静岡森林管理署 499林班の全部並びに483林 の各一部	(国 1,056)	1,439		
		御殿場市 中畑の一部	(公 353) 私 30)		
		裾野市内 国有林静岡森林管理署 453林班、459林班、483林班及	もび484林班の各一部 (国 131)	1 3 1	
		駿東郡小山町内 国有林静岡森林管理署 494林班、495林班及び500林	班の各一部 (国 811)	8 1 1	
				小 計	10,002
		富士山頂浅間神社奥宮境内地の	全部 (国 4) 私 401	405	
		合	計		33,838

# ① 特別保護地区

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

(表12:特別保護地区総括表)

都道府県	名	区域				面	積	(ha)
山梨	県	富士吉田市内 県有林吉田事業区 11林班、13林班、14林班及び16林班から18 各一部		までの 533)		5 3	3	
		西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 38林班から40林班まで、42林班、44林班及 各一部		木班の , 133)	1,	1 3	3	
		南都留郡山中湖村内 国有林山梨森林管理事務所 40林班から45林班までの各一部	(国	57)		5	7	
		南都留郡富士河口湖町内 県有林吉田事業区 36-I 林班の一部	(公	6)			6	
		南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 21林班、22林班、23-I林班、24林班、25林 28林班から34林班までの各一部		, 500)	1,	5 0	0	
					小	計		3,229
静岡	県	富士宮市内 国有林静岡森林管理署 74林班、122林班及び172林班の各一部	(国	463)		4 6	3	
	•	富士市内 国有林静岡森林管理署 201林班の一部	(国	38)		3	8	
		御殿場市内 国有林静岡森林管理署 483林班、484林班及び499林班の各一部	(国	287)		28	7	
		駿東郡小山町内 国有林静岡森林管理署 500林班の一部	(国	220)		2 2	0	
					小	計		1,008
		富士山頂浅間神社奥宮境内地の全部	(国	401		4 0 5		
		合 計						4, 642

- 65 -	
--------	--

(表13:特別保護地区内訳表)

名	称	区 域		
青木ヶ原		山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 38林班から40林班まで、42林班及び44林班の各一部	(公1	, 132)
		山梨県南都留郡富士河口湖町内 県有林吉田事業区36- I 林班の一部	(公	6)
		山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 32林班から34林班までの各一部	(公	87)
山中ハリモミ	林	山梨県南都留郡山中湖村内 国有林山梨森林管理事務所 40林班から45林班までの各一部	(国	57)
かたぶたやま 片蓋山山頂		山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区49林班の一部	(公	1)
		山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区33林班の一部	(公	1)
精進口登山紡	限沿線	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 22林班、23-I 林班、24林班及び25林班の各一部	(公	151)
富士山高山帯	ţ	山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区 11林班、13林班、14林班及び16林班から18林班までの各一部	(公	533
		山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 21林班、22林班、24林班及び28林班から33林班までの各一部	(公1	, 261)
		静岡県富士宮市内 国有林静岡森林管理署 74林班、122林班及び172林班の各一部	(国	463)
		静岡県富士市内 国有林静岡森林管理署201林班の一部	(国	38)
		静岡県御殿場市内 国有林静岡森林管理署 483林班、484林班及び499林班の各一部	(国	287)
		静岡県駿東郡小山町内 国有林静岡森林管理署500林班の一部	(国	220)
		富士山頂浅間神社奥宮境内地の全部	(国 私	4· 401·
		合     計		

地	X	Ø	概	要	面 積(ha	a)
富士山北西麓の溶岩がる青木ヶ原樹海、側びクリーミズナラ群集溶岩風穴や溶岩樹型等該地域の景観の厳正な	火山(寄生火  等の貴重な自    ほの自然景観が	山) である大 然植生、並ひ 特筆され、わ	て室山一帯に分 がに周辺に点在 oが国有数の野	う布するイヌブナ群類 こする特異な火山地	集及 (公 1,22 形の	
山中のハリモミ林と 値が高く、厳正に景観				:呈しており、学術的		5 7 57)
イヌブナ等の優れた 頂部の景観が特筆され					山山 (公	2 2)
精進口登山線道路 群集の山地帯植生から 筆され、厳正に景観の	シラビソーオ	オシラビソ郡	<b>羊集の亜高山帯</b>			
概ね富士山五合目学術的価値が高く、厳					国 1,00 公 1,79	12\
					4,64	1 2

# ② 第1種特別地域

次の地域を第1種特別地域とする。

(表14:第1種特別地域総括表)

都道府県名	区域	面	青 (ha)
山 梨 県	富士吉田市内 県有林吉田事業区 8林班、10林班、11林班、13林班、14林班及び16林班から18林班までの各一部 (公 32		
	富士吉田市 上吉田の一部 (私	1)	
	西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 37-I 林班、38林班から40林班まで、42林班、57林班 び59林班の各一部 (公 46)		
	西八代郡上九一色村 精進及び本栖の各一部 (国 1)	2)	
	南巨摩郡身延町内 県有林鰍沢事業区 177林班の一部 (公	7)	
	南都留郡西桂町内 県有林大月事業区 50林班及び51林班の各一部 (公 8	8 6	
	南都留郡山中湖村内 国有林山梨県森林管理事務所 40林班から45林班までの各一部 (国 7	9 5	
	南都留郡山中湖村 山中の一部 (私 1)	8)	
	南都留郡富士河口湖町内 県有林吉田事業区 36-Ⅱ林班の全部並び35林班及び36-Ⅰ林班の各一 (公 40		
	南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 21林班、24林班、25林班、28林班から30林班まで、 33林班及び34林班の各一部 (公 67	6 7 0	
		小 計	2,065
静岡県	富士宮市内 国有林静岡森林管理署 74林班、122林班及び172林班の各一部 (国 57	5 7 7	

(表14:第1種特別地域総括表)

都道府県	名	区	域				面	債 (ha)
静岡	県	富士市内 国有林静岡森林管理署 201林班の一部		(国	59)		5 9	
		御殿場市内 国有林静岡森林管理署 483林班、484林班及び499林班の各一	許(	(国	555)		5 5 5	
		裾野市内 国有林静岡森林管理署 483林班の一部		(国	5)		5	
		駿東郡小山町内 国有林静岡森林管理署 500林班の一部		(国	377)		3 7 7	
						小	計	1,573
		合	計					3,638

(表15:第1種特別地域内訳表)

名称	区 均	Ž	
三ツ峠山	山梨県南都留郡西桂町内 県有林大月事業区 50林班及び51林班の各一部	(公	86)
青木ヶ原	山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 37-I林班、38林班から40林班まで、42林班、57林班及び59村 山梨県西八代郡上九一色村 精進及び本栖の各一部	<sup>*</sup> 班の各- (公 (国	一部 464) 12)
	山梨県南都留郡富士河口湖町内 県有林吉田事業区 36-Ⅱ林班の全部並びに35林班及び36-Ⅰ林班の各一部 山梨県南都留郡鳴沢村内	(公	402)
	県有林吉田事業区 25林班、33林班及び34林班の各一部	(公	433)
************************************	山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 42林班の一部	(公	1)
	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 25林班及び33林班の各一部	(公	3)
本栖湖畔	山梨県南巨摩郡身延町内 県有林鰍沢事業区 177林班の一部	(公	7)
山中ハリモミ林	山梨県南都留郡山中湖村内 国有林山梨森林管理事務所 40林班から45林班までの各一部	(国	77)
梨ヶ原	山梨県富士吉田市 上吉田の一部	(私	1)
	山梨県南都留郡山中湖村 山中の一部	(私	18)

	地	X	0	概	要	面	積(ha)
三ツ峠山南糸ミの自然植生等					コメツガ、ハリモ	(公	8 6 86)
	7群集、クリ				発達した、ヒノキ る優れた自然景観		, 3 1 1 12 1, 299
弓射塚の南西風穴及び本栖風					の大室洞穴、神座 。	(公	4 4)
本栖湖の西側自然景観を呈す			アカマツ林の	自然植生等で	構成される優れた	(公	7 7)
鷹丸尾溶岩流の優れた自然景			立するハリモ	ミ林・アカマ	ツ林の自然植生等	(国	7 7 77)
須走吉田線道る歴史的名勝で					マツ林等が残存す	(私	1 9 19)

(表15:第1種特別地域内訳表)

名	称	区	域	
富士山亜高口	山帯	山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区 8林班、10林班、11林班、13林班、14林班及び16林班から18 部		各一 327)
		山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 21林班、24林班及び28林班から30林班までの各一部	(公	234)
		静岡県富士宮市内 国有林静岡森林管理署 74林班、122林班及び172林班の各一部	(国	577)
		静岡県富士市内 国有林静岡森林管理署 201林班の一部	(国	59)
		静岡県御殿場市内 国有林静岡森林管理署 483林班、484林班及び499林班の各一部	(国	555)
		静岡県裾野市内 国有林静岡森林管理署 483林班の一部	(国	5)
		静岡県駿東郡小山町内 国有林静岡森林管理署 500林班の一部	(国	377)
		合計		

# ③ 第2種特別地域

次の地域を第2種特別地域とする。

(表16:第2種特別地域総括表)

都道府県名	区	域		面	責 (ha)
山 梨 県	富士吉田市内 国有林山梨森林管理事務所 39林班の全部 富士吉田市内 県有林吉田事業区		16)	860	
	8林班から17林班まで及び86村 富士吉田市 上吉田の一部	(私	43)		
	西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 58林班の全部並びに39林班か 49林班、53林班、57林班及び59 西八代郡上九一色村	林班の各一部	*班、 907)	1,631	
	精進、富士ヶ嶺及び本栖の各一部 西八代郡上九一色村内 精進湖及び本栖湖の全部		326) 398)		
	南巨摩郡身延町内 県有林鰍沢事業区 175林班及び176林班の全部並	:びに177林班の一部 (公		787	
	南巨摩郡身延町内 本栖湖の全部	(国	283)		
	南都留郡山中湖村内 県有林吉田事業区 3-I 林班の全部並びに2林班)	及び4林班の一部 (公	573)	1,424	
	南都留郡山中湖村 平野及び山中の各一部	公私	<sup>3</sup> )		
	南都留郡山中湖村内 山中湖の全部	(国	667)		

(表16:第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域		面	積(ha)
山梨県	南都留郡富士河口湖町内 県有林吉田事業区 19林班、35林班及び36-I 林班の各一部 (公	167)	1,748	8
	南都留郡富士河口湖町 浅川、大嵐、大石、勝山、河口、小立、西湖、西湖西、 び船津の各一部 公 私			
	南都留郡富士河口湖町内 河口湖及び西湖の全部 (国	791)		
	南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 20-I 林班、21林班、22林班、24林班及び28林班 33林班までの各一部 (公	から 1, 198)	1,24	7
	南都留郡鳴沢村 鳴沢の一部 (私	49)		
			小 計	7,697
静岡県	国有林静岡森林管理署 46林班から57林班まで、75林班から86林班まで 123林班から130林班まで、134林班及び135林 部 (国	圧の全	1,07	5
	富士宮市 猪之頭、上井出、佐折及び原の各一部 公 私			
	富士市内 国有林静岡森林管理署 173林班、174林班及び176林班の全部並びに20 の一部 (国		294	5
	御殿場市内 国有林静岡森林管理署 483林班の一部 (国	7)	,	7
	裾野市内 国有林静岡森林管理署 453林班及び483林班の各一部 (国	82)	8 :	2
			小 計	1,459
	合 計			9,156

(表17:第2種特別地域内訳表)

名	称	区 域		
みっとうげやま 三ツ峠山		山梨県南都留郡富士河口湖町河口の一部	(公	60)
河口湖		山梨県南都留郡富士河口湖町 浅川、大石、勝山、河口、小立、長浜及び船津の各一部	(公 私	<sup>215</sup> <sub>374</sub> )
		山梨県南都留郡富士河口湖町内河口湖の全部	(国	586)
西湖		山梨県南都留郡富士河口湖町内 県有林吉田事業区 35林班及び36-I 林班の各一部	(公	87)
		山梨県南都留郡富士河口湖町 大嵐、西湖及び西湖西の各一部	(公	132)
		山梨県南都留郡富士河口湖町内 西湖の全部	(国	205)
本栖湖、精道	<b>進湖</b>	山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 58林班の全部並びに53林班、57林班及び59林班の各一部	(公	487)
		山梨県西八代郡上九一色村 精進及び本栖の各一部	(私	210)
		山梨県西八代郡上九一色村内 精進湖及び本栖湖の全部	(国	398)
		山梨県南巨摩郡身延町内 県有林鰍沢事業区 175林班及び176林班の全部並びに177林班の一部	(公	504)
		山梨県南巨摩郡身延町内 本栖湖の全部	(国	283)

地	区	D	概	要	面和	責(ha)
三ツ峠山北西斜面に位置 な自然植生等で構成される(				メツガ群落の良好	(公	6 0 60)
河口湖畔を通る車道である湖を渡る船津産屋ヶ崎線道路 一帯の優れた自然景観を呈っ	路沿線を含む、	富士山からの			1,国公私	1 7 5 586 215 374
西湖畔を通る車道である沿岩流によってできた西湖ー					(公	4 2 4 205 219
本栖湖及び精進湖畔を通河施設地区周辺を含む、富電優れた自然景観を呈する地区	土山からの溶岩				1,国公私	8 8 2 681 991 210

(表17:第2種特別地域内訳表)

名称	区	域	
富士スバルライン沿線	山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区 15林班の一部	(公	82)
	山梨県南都留郡富士河口湖町内 県有林吉田事業区 19林班の一部	(公	80)
	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 20-I 林班の一部	(公	37)
魔王	山梨県南都留郡鳴沢村 鳴沢の一部	(私	2)
こうようだい 紅葉台南側	山梨県南都留郡鳴沢村鳴沢の一部	(私	47)
諏訪の森、富士吉田口 登山線沿線	山梨県富士吉田市内 国有林山梨県森林管理事務所 39林班の全部	(国	16)
	山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区 9林班、12林班、15林班及び86林班の各一部	(公	138)
	山梨県富士吉田市 上吉田の一部	(私	43)
	山梨県南都留郡富士河口湖町 勝山の一部	(公	9)
青木ヶ原	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 32林班の一部	(公	126)
富士スバルライン五合 目	山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区 16林班の一部	(公	0)
	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 21林班、24林班及び31林班の各一部	(公	2)
山中ハリモミ林	山梨県南都留郡山中湖村 山中の一部	(公	3)

地	区	<i>O</i> )	概	要		面利	責(ha)
剣丸尾溶岩流上に る富士登山(河口湖						(公	1 9 9 199)
ケヤキ、エノキ等 る。	で構成される良	好な社寺林等	等の優れた自然	<sup>犬</sup> 景観を呈する地	也区であ	(私	2 2)
青木ヶ原樹海への 観を呈する地区であ		土吉田富士宮	<b>了線道路(</b> 車道	首)沿線の優れた	自然景	(私	4 7 47)
アカマツ林の森林 等がみられる等、富 区である。						国公私	2 0 6 16 147 43
一部植林地を含む される青木ヶ原樹海					ぎで構成	(公	1 2 6 126)
富士登山(河口湖の展望に優れた地区		道)の終点に	に位置する利月	目拠点であり、 御	7坂山系	(公	2 2)
山中のハリモミ林	に隣接する等、	優れた自然景	<b>骨観を呈する</b> は	也区である。		(公	3 3)

(表17:第2種特別地域内訳表)

名称	区 域		
大室山東麓、長尾山北麓	山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 47林班の一部	(公	13)
	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 24林班、32林班及び33林班の各一部	(公	173)
片蓋山山麓	山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 49林班の一部	(公	13)
	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 33林班の一部	(公	17)
山中湖	山梨県南都留郡山中湖村内 県有林吉田事業区 3-I 林班の全部並びに2林班及び4林班の各一部	(公	573)
	山梨県南都留郡山中湖村 平野及び山中の各一部	(私	181)
	山梨県南都留郡山中湖村内 山中湖の全部	(国	667)
富士山北・北東麓亜高 山帯、富士山南・西麓 亜高山帯	山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区 8林班、10林班、11林班及び13林班から17林班までの各一部	(公	581)
	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 21林班、22林班、24林班及び28林班から30林班までの各一部	(公	843)
	静岡県富士宮市内 国有林静岡森林管理署 46林班から57林班まで、75林班から86林班まで、123林班から で、134林班及び135林班の全部	130林顼 (国	圧ま 738)
	静岡県富士市内 国有林静岡森林管理署 173林班、174林班及び176林班の全部並びに201林班の一部	(国	295)
	静岡県御殿場市内 国有林静岡森林管理署 483林班の一部	(国	7)
	静岡県裾野市内 国有林静岡森林管理署 483林班の一部	(国	56)

地区	の概	要	面 積(ha)
大室山の東及び長尾山の北に位置し、られる等、精進口登山線道路(歩道)沿			
クリ、ミズナラ等の自然植生がみられ 山山麓の優れた自然景観を呈する地区で		fの側火山の一つであ <i>。</i>	る片蓋 30 (公 30)
山中湖周回線道路(車道)沿線を含む中湖畔南側の優れた自然景観を呈する地		士山展望方向に位置	する山 1,421 国 667 公 573 私 181
富士山山腹の標高1,600~2,000m付近と自生するモミ、ツガ、ブナ等の自然植図である。			

(表17:第2種特別地域内訳表)

名	称	区	域		
青木ヶ原		山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 39林班から42林班までの各一部		(公	394)
		山梨県西八代郡上九一色村 富士ヶ嶺及び本栖の各一部		(私	116)
猪之頭		静岡県富士宮市 猪之頭の一部		(公	16)
田貫湖		静岡県富士宮市 猪之頭及び佐折の各一部		(公私	<sup>23</sup> <sub>283</sub> )
白糸の滝		静岡県富士宮市 上井出及び原の各一部		(国	<sup>3</sup> <sub>12</sub> )
越前岳		静岡県裾野市内 国有林静岡森林管理署 453林班の一部		(国	26)
	Î		計		_

地	<b>X</b> 0	概	要	面	積(ha)
富士吉田富士宮線道路(車モミーコメツガ群落等の自然る。				(公私	5 1 0 394 116
富士山を代表する猪之頭湧	水地周辺の地区で	ある。		(公	1 6 16)
富士山西麓の利用拠点である地区である。	り、田貫湖及び小	田貫湿原一帯の優	<b>を</b> れた自然景観を呈す	(公私	3 0 6 <sup>23</sup> <sub>283</sub> )
富士山西麓の興味地点であ	る白糸の滝周辺の	地区である。		(国 私	1 5 3 12
越前岳山稜部に位置し、やた自然景観を呈する地区であ		を主とした自然植	生等がみられる優れ	(国	2 6 26)
				9,	156

# ④ 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表18:第3種特別地域総括表)

都道府県名	区	域	面 積	(ha)
山 梨 県	富士吉田市内 県有林吉田事業区 147林班及び148林班の全部並びに5林 16林班まで及び86林班の各一部 富士吉田市	(公2,513)	2,665	
	新屋及び上吉田の各一部	(公 98) 私 54		
	西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 37-II 林班、43林班、45林班、46-I 林班 48林班、51-I 林班、51-II 林班、52林班 60-II 林班及び61林班の全部並びに37 40林班から42林班まで、44林班、47林町 53林班、57林班及び59林班の各一部	、60- I 林班、 - I 林班、 E、49林班、	2,059	
	西八代郡上九一色村 精進及び本栖の各一部	(私 220)		
	南都留郡西桂町内 県有林大月事業区 49林班及び52林班の全部並びに50林野 各一部	E及び51林班の (公 343)	3 4 3	
	南都留郡忍野村 忍草の一部	(私 50)	5 0	
	南都留郡山中湖村内 県有林吉田事業区 3-Ⅱ林班の全部並びに2林班及び4林助	王の各一部 (公 614)	1,231	
	南都留郡山中湖村 平野及び山中の各一部	(私 617)		
	南都留郡富士河口湖町内 県有林吉田事業区 62林班から67林班まで、69林班から7 I 林班、76-II 林班及び77林班から83本 並びに36-I 林班及び68林班の各一部	林班までの全部	2,285	
	南都留郡富士河口湖町大石、河口、西湖及び長浜の各一部	(公 15 私 22)		

(表18:第3種特別地域総括表)

都道府県名	区域		面	積 (ha)
山 梨 県	南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 26林班の全部並びに20- I 林班、21林班、22林班、 23- I 林班、24林班、25林班、28林班から30林班ま 32林班及び33林班の各一部 (公1,6 南都留郡鳴沢村 鳴沢の一部 (私 1	693)	1,807	
			小 計	10,440
静岡県	国有林静岡森林管理署 1林班、2林班、4林班から8林班まで、10林班から 12林班まで、58林班から67林班まで、87林班から 96林班まで、100林班、131林班から133林班まで及 136林班から145林班までの全部並びに104林班、 108林班、111林班、114林班、117林班、156林班、 157林班、161林班、162林班、165林班、166林班、 169林班及び170林班の各一部 (国1,1) 富士宮市	をび 125) 30 821	4,923	
	富士市内 国有林静岡森林管理署 177林班から180林班までの全部及び181林班から 187林班までの各一部 (国 ]	191)	191	
		207) 353 30	590	
	裾野市内 国有林静岡森林管理署 459林班、483林班及び484林班の各一部 (国	44)	4 4	
	駿東郡小山町内 国有林静岡森林管理署 494林班、495林班及び500林班の各一部 (国 2	214)	2 1 4	
			小 計	5,962
	合 計			16,402

(表19:第3種特別地域内訳表)

名	称	区	域	
御坂山系		山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区 147林班及び148林班の全部	(公	113)
		山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 37-Ⅱ林班、60-Ⅰ林班、60-Ⅱ林班及び61林班の全部 59林班の各一部		班及び 448)
		山梨県西八代郡上九一色村 精進の一部	(私	5)
		山梨県南都留郡西桂町内 県有林大月事業区 49林班及び52林班の全部並びに50林班及び51林班の	つ各一部 (公	343)
		山梨県南都留郡富士河口湖町内 県有林吉田事業区 62林班から67林班まで、69林班から75林班まで、76 び77林班から83林班までの全部並びに36-I林班及		
		O HAMATA GOOTING CONTRIBUTION TO THE STATE OF THE STATE O		2, 248)
		山梨県南都留郡富士河口湖町 大石及び河口の各一部	(公	15)
紅葉台東海目	自然歩道	山梨県南都留郡富士河口湖町 西湖及び長浜の各一部	(私	22)
		山梨県南都留郡鳴沢村鳴沢の一部	(私	69)
紅葉台南側		山梨県南都留郡鳴沢村鳴沢の一部	(私	45)
烏帽子岳南	東斜面	山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 57林班の一部	(公	58)

	地	区	<i>(</i> )	概	要		面積	責(ha)
		<b>帯られる御坂山西湖方面の展望</b>						1 7 2 3, 167 5
		及び富士五湖の 沿線の良好な森				自然歩道	(私	9 1 91)
東海自然歩観を呈する地		歩道)沿線から	o青木ヶ原樹海	展望の前景	景となる良好/	な森林景	(私	4 5 45)
青木ヶ原権区である。	†海の西方に付	立置する烏帽子	- 岳南東尾根周	辺の良好た	☆森林景観を ⅓	呈する地	(公	5 8 58)

(表19:第3種特別地域内訳表)

名	称	区	域	
富士山山麓		山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区 9林班から16林班まで及び86林班の各一部	(公2	2, 143)
		山梨県富士吉田市 新屋の一部	(私	51)
		山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 20-I 林班、21林班、22林班、23-I 林班、24林班から20 ら30林班まで、32林班及び33林班の各一部		班か , 693)
		静岡県富士宮市内 国有林静岡森林管理署 1林班、2林班、4林班から8林班まで、10林班から12林 67林班まで、87林班から96林班まで、100林班、131林 び136林から145林班までの全部並びに104林班、108 114林班、117林班、156林班、157林班、161林班、162林 169林班及び170林班の各一部	班から133林班3 林班、111林班、 班、165林班、166	まで及
		静岡県富士宮市 粟倉の一部	(公	2)
		静岡県富士市内 国有林静岡森林管理署 177林班から180林班までの全部及び181林班から18 静岡県裾野市内	7林班までの各- (国	一部 191)
		国有林静岡森林管理署 459林班、483林班及び484林班の各一部	(国	9)
梨ケ原		山梨県富士吉田市 上吉田の一部	(公	98)
		山梨県南都留郡山中湖村山中の一部	(私	244)
		山梨県南都留郡忍野村 忍草の一部	(私	50)
富士裾野		山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 43林班、45林班、46-I 林班、46-II 林班、48林班、51-I 52林班の全部並びに40林班から42林班まで、44林班 53林班の各一部	、47林班、49林班	
		山梨県西八代郡上九一色村 富士ヶ嶺の一部	(私	215)
雁ノ穴		山梨県富士吉田市 上吉田の一部	(私	3)

地	<b>区</b> の	概	要		面積	青(ha)
富士山頂を中心に、標高1ソ、ウラジロモミ及びカララナ群集の自然植生を交えた。	マツの人工林にシ	ラビソーオオシ	ラビソ、ヤマボウ		国	2 1 4 1, 325 3, 838 51
須走吉田線道路(車道) 地区である。	沿線から富士山展! 	望の前景となる	良好な森林景観を	呈する	公私	3 9 2 98 294
青木ヶ原樹海南部及び富士観を呈する地区である。	上山北西の側火山の	の一つである片	蓋山周辺の良好な	森林景		5 4 8 1, 333 215
富士山の北東に位置し、淳	容岩樹形や溶岩洞の	穴がみられる雁	ノ穴周辺の地区で	·ある。	(私	3 3)

(表19:第3種特別地域内訳表)

名称	区	域		
山中ハリモミ林	山梨県南都留郡山中湖村 山中の一部		(私	26)
天子山系	静岡県富士宮市 猪之頭、佐折、根原及び麓の各一部		(公 私2	<sup>819</sup> 711
山中湖西部、鷹丸尾	山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区 5林班の一部 山梨県南都留郡山中湖村内		(公	257)
	県有林吉田事業区 3-Ⅱ林班の全部並びに2林班及び4林班の各一部		(公	614)
	山梨県南都留郡山中湖村 平野及び山中の各一部		(公 私	<sup>24</sup> <sub>323</sub> )
富士山東麓部	静岡県御殿場市内 国有林静岡森林管理署 483林班、484林班及び501林班の各一部		(国	207)
	静岡県御殿場市 中畑の一部		(公私	353 30
	静岡県裾野市内 国有林静岡森林管理署 483林班及び484林班の各一部 静岡県駿東郡小山町内		(国	35)
	国有林静岡森林管理署 494林班、495林班及び500林班の各一部		(国	214)
富士山表富士周遊道路	静岡県富士宮市 山宮の一部		(私	42)
富士宮道路沿線	静岡県富士宮市 猪之頭、上井出、根原、人穴及び麓の各一部		(国 私	30 194
É	· - -			

地	X	<i>O</i>	概	要	面	積(ha)
山中のハリモミ林周辺	1の良好な森材	休景観を呈する	る地区である	0	(私	2 6 26)
富士山本体や各利用ル 縦走線、毛無山登山線及 好な森林景観を呈する地	び熊森山登山					, 5 3 0 819 2, 711
山中湖西側に位置し、 車道)沿線からの富士山 詰から切詰にかけての地 五湖道路山中湖インター	展望方向並び  域、篭坂峠か	がに山中湖周ネ ゝら三国山にフ	辺から富士山 かけての山腹	展望の前景となる 及び篭坂峠から東	向切 公	, 2 1 8 <sup>895</sup> <sub>323</sub> )
富士山東斜面中腹に位 ノキ等の木本類への遷移 口登山線道路(車道)並 路(歩道)沿線の優れた	がみられる富 びに御殿場口	雪士山の噴火り 1登山線、宝海	こよる火山性 永山御殿庭線	の砂礫地景観と、	須走 国	
富士宮口登山線道路(	(車道) 沿線の	)良好な森林;	景観を呈する	地区である。	(私	4 2 42)
富士山の優れた展望がを呈する地区である。	得られる利用		富士吉田富士	- 宮線沿線の草原景	観等 (国	2 2 4 30 194
					1 6	, 4 0 2

## ⑤ 乗入れ規制地区

車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する地区(以下「乗入れ規制地区」という。) を次のとおりとする。

(表20:乗入れ規制地区表)

名 称	区	域	地種区分
富士山	山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区8林班から18林班までの 山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区		第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域
	37-I 林班、38林班から42林班まで、44材 山梨県南都留郡富士河口湖町 勝山の一部	*班及び47林班の各一部	
	山梨県南都留郡富士河口湖町 県有林吉田事業区 36-II 林班の全部並びに35林班及び36-	I 林班の各一部	
	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 21林班、22林班、23-I林班、24林班、25材 までの各一部	木班及び28林班から34林班	
	静岡県富士宮市内 国有林静岡森林管理署 46林班から57林班まで、75林班から86林 130林班まで、134林班及び135林班の全 び172林班の各一部		
	静岡県富士市内 国有林静岡森林管理署 173林班、174林班及び176林班の全部並	びに201林班の一部	
	静岡県御殿場市内 国有林静岡森林管理署 483林班、484林班、499林班及び501林班。	の各一部	
	静岡県御殿場市 中畑の一部		
	静岡県裾野市内 国有林静岡森林管理署 483林班及び484林班の各一部		
	静岡県駿東郡小山町内 国有林静岡森林管理署 494林班、495林班及び500林班の各一部		
	(以上の区域のうち、道路、広場、田、畑、 く。)	、牧場及び宅地の区域を除	

	区	域	0	概	要	面	積(ha)
上線もでが範がるく題で記述に表情音が、範があると、と本ドとは一帯では、上のでは、これのでは、これのでは、一番では、一帯では、一帯では、一帯では、一帯では、一帯では、一帯では、一帯では、一帯	高色には「おおおおとない日と、「大きない」には「はは一人の一人で、「いっちなは乗り、「はは一人で、「いっちなは乗り、「はない」では、「いっちない」では、「いっちない」では、「いっちない」では、「いっちない」では、「いっちない」では、「いっちない」では、「いっちない」では、「いっちない」では、「いっちない」では、「いっちない」では、「はいっちない」では、「はいっちない」では、「いっちないっちない」では、「いっちない」では、「いっちない」では、「いっちない」では、「いっちない」では、「いっちない」では、「いっちないない」では、「いっちないないないないないない。」では、「いっちないないないないないないないないない。」では、「いっちないないないないないないないないないないないないないないないないないないな	東ら、をガカはメ成で路 穴 お傷 貴斜なイ形、ラコミ立あ( 、 い、 重面るタ成シマケヤしる歩 溶 て植 な以。ドしラツモマた。道 岩 は生 自外 リてビのモウツ ) 樹 オの 然の 、いソ自、ズガ 周 型 フ荒 環の	中 腹 部 が また で い で で で で で で で で で で で で で で で で で	<ul><li>でである</li><li>でである</li><li>でである</li><li>でである</li><li>でである</li><li>でである</li><li>でである</li><li>でである</li><li>でである</li><li>でである</li><li>でである</li><li>でである</li><li>でである</li><li>でである</li><li>でである</li><li>でである</li><li>でである</li><li>でである</li><li>でである</li><li>でである</li><li>できます。</li><li>できます。</li><li>できます。</li><li>できます。</li><li>できます。</li><li>できます。</li><li>できます。</li><li>できます。</li><li>できます。</li><li>できます。</li><li>できます。</li><li>できます。</li><li>できます。</li><li>できます。</li><li>できます。</li><li>できます。</li><li>できます。</li><li>できます。</li><li>できます。</li><li>できます。</li><li>できます。</li><li>できます。</li><li>できます。</li><li>できます。</li><li>できます。</li><li>できます。</li><li>できまます。</li><li>できます。</li><li>できます。</li><li>できます。</li><li>できます。</li><li>できます。</li><li>できます。</li><li>できます。</li><li>できます。</li><li>できまする。</li><li>できます。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li><li>できまする。</li></ul>	荒原 等 つしと種と ジ 地 ク然 ロび のいたみた ク が 乗境 ドの かいたみた ク が 乗境 ドの なるが 大 分 が上 オれ がる多ら自 ラ 多 入保 車お でっしと種と ジ 地 ク が 乗 で いん なるが 大 分 が まっと からしょう から		7,489

(表20:乗入れ規制地区表)

名 称	区	域	地種区分
本栖湖	山梨県西八代郡上九一色村(本栖湖水面の全部)	)	第2種特別地域
	山梨県南巨摩郡身延町(本栖湖水面の全部)		
	合	計	

区	域	の	概	要	面 積(ha)
あり、透明度の高い ここ数年来、本栖	N湖水である。 F湖においては、 ∵等による野生動	プレジャー 植物生育環	ボート等の動力 竟への支障が考	最大水深が138m J船の乗入れに起因す ぎえられることから、 ちものである。	
					7, 959

## (イ) 普通地域

普通地域の区域は次のとおりである。

(表21:普通地域表)

都道府県名	区	域	面	責 (ha)
山 梨 県	富士吉田市内 県有林吉田事業区 15林班及び86林班の各一部 富士吉田市 新屋、上吉田及び松山の各一部	(公 177)	1,070	
	西八代郡上九一色村精進、富士ヶ嶺及び本栖の各一部	(私 1,507)	1,507	
	南都留郡山中湖村内 県有林吉田事業区 1林班の全部 南都留郡山中湖町 平野及び山中の各一部	(公 245) (私 1,848)	2,093	
	南都留郡富士河口湖町内 県有林吉田事業区 19林班及び68林班各の一部	(公 156)	4,909	
	南都留郡富士河口湖町 浅川、大嵐、大石、勝山、河口、小立、西流 び船津の各一部	明、西湖西、長浜及 公 787 私 3,966		
	南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 20-II 林班、3-II 林班、23-III 林班及で 並びに20-I 林班、23-I 林班及び32 南都留郡鳴沢村 鳴沢の一部		3,732	
			小 計	13,311

(表21:普通地域表)

都道府県名	区	域	面和	責 (ha)
静岡県	富士宮市内 国有林静岡森林管理署 13林班から15林班まで、17林班から22: 24林班から30林班まで、32林班、33林班 39林班まで、41林班から43林班まで、45 から73林班まで、97林班から99林班ま ら103林班まで、105林班から107林班ま 110林班、112林班、113林班、115林班、1 146林班から150林班まで、152林班から 159林班、160林班、164林班、167林班、1 192林班、210林班、246林班から267林班 284林班から300林班までの全部並びに 108林班、111林班、114林班、117林班、1 157林班、161林班、162林班、165林班、1 169林班及び170林班の各一部 富士宮市 栗倉、猪之頭、内野、上井出、北山、佐折、根原、人穴、麓及び山宮の各一部	E、35林班から 5林班、68林班 で、101林班か で、109林班、 16林班、 155林班、 71林班、 Eまで入班、 56林班、 66林班、 (国 3,969)	1,0757	
	富士市内 国有林静岡森林管理署 188林班から191林班まで、193林班から 202林班の全部並びに181林班から187 203林班の各一部 富士市 大渕及び桑崎の各一部		1,911	
	裾野市内 国有林静岡森林管理署 464林班及び483林班の各一部	(国 2)	4 4 0	
	裾野市 須山の一部	(私 438)		
	駿東郡小山町 須走の一部	公 199 私 135	3 3 4	
			小 計	13,442
	合	<u> </u>		26,753

# (5) 施設計画

ア 保護施設計画

保護施設を次のとおりとする。

(表22:保護施設表)

番号	種	類	位	置
1	植生復元	<b>心施設</b>	静岡県富士宮市 (小田貫湿原)	

	整	備	方	針	旧計画との関係
乾燥化を降	- 方止するとともに?	湿原植物の保護を[	図る。		平 8. 7.16告示

## イ 利用施設計画

## (ア) 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表23:集団施設地区表)

番号	名	称	区	域	計		画	目	標	
1	*本	, 栖	山梨県西の一部本栖の一部	郡上九一色村	湖等に沼が にに 栖期 はいる はいる はいる はいる はいる はいる この いい はい	これではいます。これでは、古都はは地たる自置よ1田市、「と自快然したが適とした。	中東以富して環なのという。	動らア市る士と観好野車約ク等。山し光な営道2セ、がて客ア、路で客ア、遅親でク運	一ででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	泉可口面专门

整備計画区及び基盤設備	整備	方	計	面積(ha)	旧計画との関係
北部整備計画区	溶岩上に生育するアカマツ等宿泊及び自然探勝等の利用を中である。 本栖湖周回線道路(車道)の然林の中の静閑な宿泊施設等を西側においては林内や湖畔を散を整備する。 なお、施設については、本道)から壁面線を十分後退さり、地を十分に確保する等により、る。	55. 0	一般計画 昭25. 2. 4決定 詳細計画 平 8. 7.16変更 区域 平 8. 7.16変更		
南部整備計画区	竜ヶ岳北東部における運動、 のレクリエーション利用のたる。 本栖湖周回線道路(車道) 泊、運動及びオートキャンプも の施設を整備し、西側の湖畔に ート等の水辺のレクリエーショ 駐車場、休憩所等の施設を整備 なお、施設については、保存 る等により風致の保全に留意す	74. 5			
給 水 施 設	各施設への給水施設を整備す	<sup>-</sup> る。			
排 水 施 設	本栖湖の水質を保全するため 施設を整備する。	本栖湖の水質を保全するために、下水道等の排水 施設を整備する。			
		玉	公	私	
面	積計	44. 5	52. 1	32. 9	
			129.5		

(表23:集団施設地区表)

番号	名 称	称  区	域	計	画	目	標	
2	た田 は は は は は は は は は は は は は	湖 静岡県富士語	営市で佐折の各一部	置り時市を一つに田か面のは、東以富し地し、湿の宮いか富見地し、湿の写いが高規がの逆をは、湿の写るが、湿の写るが、湿の写るが、湿ののでは、湿ののでは、湿ののでは、湿ののでは、湿ののでは、湿ののでは、湿ののでは、湿のでは、湿	東方で 東道2 大学 大学 大学 大学 大のが。見士 自加ら4 もと 大学 大のが。見士 自拠に での内の 大容富月れと 環と での内の 大谷富月れと 環と でのよると でのなる。 でのかる。 でのかる。 でのかる。 でのかる。 でのかる。 でのかる。 でのかる。 でのかる。 でのかる。 でのかる。 でのかる。 でのかる。 でい。 でいる。 でい	毎クは万のい地目が寺 良よ新ス島の 利とで2ダな なに幹圏市人 用がは0イ景 ア宿にの、日 がは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	この さい この さい では に、の後ンし ス野 でいて に、の後ンし ス野 でいて にいて を対し、 でいる にいて を対し、 が、でいる にいて を対し、 が、でいる にいいく が、でいる にいいく が、でいる にいいく が、でいる にいいく にいいいく にいいいく にいいいく にいいく にいいいく にいいいく にいいいく にいいく にいいく にいいく にいいく にいいく にいいく にいいく にいいく にいいく にいいく にいいく にいいく にいいく にいいく にいいく にいいく にいいく にいいく にいいいく にいいいく にいいいく にいいく にいいいいく にいいいいく にいいいいく にいいいいく にいいいいいいいいいい	こ 告部 大区る山 て、よ1田市 か内小頂湖い 自

整備計画区及び基盤設備	整備	方	針	面積(ha)	旧計画との関係
北部整備計画区	主に小田貫湿原の自然とのを学び、楽しむ整備計画区でまた。楽しむ整備計画区でまた。 ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま	58. 2	指定 平8. 7.16		
南部整備計画区	田貫湖畔において、快適力ともに、当該地域周辺ン等である。	136. 1			
給 水 施 設	田貫湖北岸の湧水を水源。 足が生じる場合は、井戸やま 給について検討する。	,			
排 水 施 設	原則として、各施設ごとに合併浄化槽を整備し、 田貫湖の水質保全を図るため、芝川への排水路を整 備する。				
		国	公	私	
面	積 計	_	23. 4	170. 9	
			194. 3		

## (イ) 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表24:単独施設表)

番号	種 類	位置
1	園 地	山梨県富士吉田市(諏訪の森)
2	宿舎	山梨県富士吉田市(諏訪の森)
3	運動場	
4	園 地	山梨県富士吉田市、南都留郡忍野村及び山中湖村(鐘山)
5	園 地	山梨県富士吉田市(吉田胎内洞穴)
6	園 地	山梨県富士吉田市(中ノ茶屋)
7	園 地	山梨県富士吉田市(大石茶屋)
8	園 地	山梨県富士吉田市(吉田口馬返)
9	宿舎	山梨県富士吉田市及び南都留郡鳴沢村(精進口五合目)
1 0	休 憩 所	山梨県富士吉田市及び南都留郡鳴沢村(精進口五合目)
1 1	博物展示施設	山梨県富士吉田市及び南都留郡鳴沢村(精進口五合目)
1 2	宿	山梨県富士吉田市(吉田口登山線)
1 3	案 内 所	山梨県富士吉田市(吉田口六合目)
1 4	医療救急施設	山梨県富士吉田市(吉田口七合目)
1 5	宿	山梨県富士吉田市及び南都留郡鳴沢村 並びに静岡県富士宮市、富士市、御殿場市及び駿東郡小山町 並びに富士山頂浅間神社奥宮境内地 (富士山頂)

整	備	方	針	旧計画	との関係
アカマツの大木が茂る「諏 た散策・休憩のための園地と		た自然環境と富	士山の景観を活かし	平 8. 7	. 16告示
諏訪の森及び富士北麓の探	勝等のための滞在	生拠点として整	備する。	平 8. 7	7.16告示
アカマツの大木が茂る「諏 た運動場として整備する。	訪の森」の優れ†	た自然環境と富	士山の景観を活かし	平 8. 7	7.16告示
旧鎌倉往還沿いにアカマツ び瀧沢堀周辺の探勝のための			境を活かした鐘山及	平 8. 7	. 16告示
吉田胎内洞穴及び周辺の探	勝のための園地。	として整備する	0	平 8. 7	. 16告示
吉田口登山線道路(歩道) る。	利用者等の散策	・休憩のため	の園地として整備す	平 8. 7	. 16告示
フジザクラやレンゲツツジ び周辺探勝利用者の展望・休				平 8. 7	. 16告示
富士吉田登山線道路(車道 の散策・休憩のための園地と		富士山の登山者	及び周辺探勝利用者	平 8. 7	. 16告示
富士登山(河口湖口)線道として整備する。	路(車道)終点は	こおける富士山	の登山者の滞在拠点	平 8. 7	. 16告示
富士登山(河口湖口)線道 を活かした富士山の登山者及 整備する。				平 8. 7	7.16告示
富士登山(河口湖口)線道 案内のための博物展示施設と		こおいて、富士	山の自然解説と登山	平 8. 7	. 16告示
吉田口登山線道路(歩道)る。	を利用する富士	山の登山者の滞	在拠点として整備す	平 8. 7	. 16告示
富士山の登山者に対する情	報提供のための気	案内所として整	備する。	平 8. 7	7.16告示
富士山の登山者の医療救急	施設として整備で	 する。		平 8. 7	7.16告示
富士山頂における富士山の		ーー 点として整備す	る。	平 8. 7	. 16告示

## (表24:単独施設表)

番号	種類	Ę	位	置
1 6	休憩	所	山梨県富士吉田市及び南都留郡鳴沢 並びに静岡県富士宮市、富士市、御 並びに富士山頂浅間神社奥宮境内地	殿場市及び駿東郡小山町
1 7	園	地	山梨県西八代郡上九一色村(王岳)	
1 8	汚物処理施	<b></b>	山梨県西八代郡上九一色村(精進湖	]東)
1 9	園	地	山梨県西八代郡上九一色村(精進湖	月北岸)
2 0	宿	舎	山梨県西八代郡上九一色村(精進湖	月北岸)
2 1	駐 車	場	山梨県西八代郡上九一色村(精進湖	月北岸)
2 2	園	地	山梨県西八代郡上九一色村(精進赤	(池)
2 3	宿	舎	山梨県西八代郡上九一色村(精進赤	(池)
2 4	野営	場	山梨県西八代郡上九一色村(精進赤	(池)
2 5	園	地	山梨県西八代郡上九一色村(精進湖	用南岸)
2 6	排 水 施	設	山梨県西八代郡上九一色村(精進湖	用南岸)
2 7	園	地	山梨県西八代郡上九一色村(パノラ	·マ台)
2 8	野 営	場	山梨県西八代郡上九一色村(本栖大	(久保)
2 9	園	地	山梨県西八代郡上九一色村及び南都	3留郡富士河口湖町(富岳風穴)
3 0	遠	地	山梨県西八代郡上九一色村(富士風	l穴)
3 1	遠	地	山梨県南巨摩郡身延町(本栖湖西岸	

整備	方	針	旧計画との関係
富士山頂における登山者の休息	憩所として整備する。		平 8. 7.16告示
青木ヶ原樹海越しの富士山の 備する。	景観を活かした展望・	休憩のための園地として	て整 平 8. 7.16告示
精進湖、本栖湖等の公園利用がる。	施設等から出る汚物を	処理する施設として整備	備す 平 8. 7.16告示
精進湖周辺の自然林と精進湖 の園地として整備する。	越しの富士山の景観を	活かした散策・休憩の	ため 平 8. 7.16告示
精進湖畔の自然林と富士山の 拠点として整備する。	景観を活かした精進湖	周辺の探勝等のための	帯在 平 8. 7.16告示
精進湖畔の探勝のための駐車を	場として整備する。		平 8. 7.16告示
精進湖畔に成立した自然林等 勝のための園地として整備する。		かした精進湖赤池周辺の	の探 平 8. 7.16告示
精進湖畔に成立した自然林等 勝等のための滞在拠点として整		かした精進湖赤池周辺の	の探 平 8. 7.16告示
精進湖畔に成立した自然林等( 泊の拠点として整備する。	の優れた自然環境を活	かした精進湖赤池の野々	外宿 平 8. 7.16告示
精進湖畔に成立した自然林等の ための園地として整備する。	の優れた自然環境を活	かした精進湖南岸の探照	勝の 平 8. 7.16告示
精進湖周辺のための下水処理が	施設として整備する。		平 8. 7.16告示
富士山や眼下の本栖湖及び精調 園地として整備する。	進湖の優れた景観を活	かした散策・休憩のたる	めの 平 8. 7.16告示
本栖湖周辺に成立した自然林 して整備する。	等の優れた自然環境を	活かした野外宿泊の拠	点と 平 8. 7.16告示
富岳風穴及び周辺に成立した の園地として整備する。	自然林等の優れた自然	環境を活かした探勝の	ため 平 8. 7.16告示
富士風穴及び周辺に成立したの園地として整備する。	自然林等の優れた自然	環境を活かした探勝の	ため 平 8. 7.16告示
本栖湖に面し、雨ヶ岳等の山。 園地として整備する。	ーー- 々に囲まれた清閑な環	境を活かした探勝のたる	めの 平 8. 7.16告示

## (表24:単独施設表)

番号	種	類	位	置
3 2	宿	<b>4</b>	山梨県南巨摩郡身延町(本栖湖西岸)	
3 3	野	営場	山梨県南巨摩郡身延町(本栖湖西岸)	
3 4	園	坩	山梨県南巨摩郡身延町(雨ヶ岳)	
3 5	駐	車場	山梨県南都留郡山中湖村(山中)	
3 6	ゴル	ンフ場	山梨県南都留郡山中湖村(山中)	
3 7	園	坩	山梨県南都留郡山中湖村 (平野)	
3 8	園	爿	山梨県南都留郡山中湖村(旭日ヶ丘)	
3 9	宿	<b></b>	山梨県南都留郡山中湖村(旭日ヶ丘)	
4 0	休	憩	山梨県南都留郡山中湖村(旭日ヶ丘)	
4 1	野	営場	・山梨県南都留郡山中湖村(旭日ヶ丘)	
4 2	水	泳 場	山梨県南都留郡山中湖村(旭日ヶ丘)	
4 3	舟	遊場	山梨県南都留郡山中湖村(旭日ヶ丘)	
4 4	給 洭	由施設	山梨県南都留郡山中湖村(旭日ヶ丘)	
4 5	園	均	山梨県南都留郡山中湖村(三国山)	
4 6	園	坩	山梨県南都留郡富士河口湖町 (御坂峠)	

整	備	方	針	旧計画との関係
本栖湖に面し、雨ヶて整備する。	岳等の山々に囲ま	<b>まれた清閑な環境</b> を	を活かした滞在拠点	点とし 平 8. 7.16告示
本栖湖に面し、雨ヶ 点として整備する。	岳等の山々に囲ま	<b>まれた清閑な環境</b> を	を活かした野外宿泊	自の拠 平 8. 7.16告示
天子山系からの富士 る。	:山の景観を活かし	た展望・休憩の7	ための園地として鏨	整備す 平 8. 7.16告示
山中湖及び山中湖畔	€の探勝等のための	の駐車場として整備		平 8. 7.16告示
既存のゴルフ場を維	持する。			平 8. 7.16告示
山中湖越しの富士山 ーションのための園地		舌かした山中湖周ぇ	辺における野外レク	クリェ 平 8. 7.16告示
山中湖の雄大な景観する。	を活かした野外し	<b>ン</b> クリェーション(	のための園地として	て整備 平 8. 7.16告示
山中湖の雄大な景観	を活かした滞在拠	処点として整備す?	3.	平 8. 7.16告示
山中湖の南湖畔にお	ける休憩所として	て整備する。		平 8. 7.16告示
山中湖の雄大な景観	を活かした野外宿	<b>宮泊の拠点として</b> 動	整備する。	平 8. 7.16告示
山中湖の南湖畔にお	5ける水遊び・水流	永のための施設と	して整備する。	平 8. 7.16告示
山中湖の南湖畔にお	ける舟遊びのため	めの施設として整体	備する。	平 8. 7.16告示
山中湖の南湖畔にお	ける給油施設とし	して整備する。		平 8. 7.16告示
山中湖の景観を活か	・した展望・休憩 <i>の</i>	のための園地として	て整備する。	平 8. 7.16告示
河口湖越しの富士山る。	」の景観を活かし	た展望・休憩のた	こめの園地として鏨	整備す 平 8. 7.16告示

(表24:単独施設表)

	4. 单烟旭餀衣/				
番号	種	類	位	置	
4 7	園	地	山梨県南都留郡富士河口湖町	(三ツ峠山)	
4 8	宿	舎	山梨県南都留郡富士河口湖町	(三ツ峠山)	
4 9	園	地	山梨県南都留郡富士河口湖町	(大石峠)	
5 0	園	地	山梨県南都留郡富士河口湖町	(河口湖北岸)	
5 1	宿	舎	山梨県南都留郡富士河口湖町	(河口湖北岸)	
5 2	野	営場	山梨県南都留郡富士河口湖町		
5 3	野	営場	山梨県南都留郡富士河口湖町	うぶゃがさき (産屋ケ崎)	
5 4	園	地	山梨県南都留郡富士河口湖町	(鵜ノ島)	
5 5	舟	遊場	山梨県南都留郡富士河口湖町	(鵜ノ島)	
5 6	家	地	山梨県南都留郡富士河口湖町	(河口湖南岸)	
5 7	宿	舎	山梨県南都留郡富士河口湖町	(浅川)	
5 8	宿	舎	山梨県南都留郡富士河口湖町	(小立)	
5 9	宿	舎	山梨県南都留郡富士河口湖町	(船津)	
6 0	給 油	施設	山梨県南都留郡富士河口湖町	(船津)	
6 1	園	地	山梨県南都留郡富士河口湖町	(天上山)	

整	備	方	針	旧計画	可との関係
三ツ峠山の変化に富/ 地として整備する。	んだ地形と富士[	山の景観を活かした	展望・休憩のたる	めの園 平 8.	7. 16告示
三ツ峠山周辺の探勝の	のための滞在拠	点として整備する。		平 8.	7. 16告示
河口湖と富士山の景観	観を活かした展覧	望・休憩のための園	地として整備する	3。 平 8.	7. 16告示
河口湖越しの富士山のョンのための園地として		た河口湖北岸の探勝	及び野外レクリコ	ェーシ 平 8.	7. 16告示
河口湖越しの富士山の	の景観を活かした	た河口湖北岸の滞在	拠点として整備で	する。 平 8.	7. 16告示
河口湖越しの富士山のする。	の景観を活かした	た河口湖北岸の野外	宿泊の拠点として	て整備 平 8.	7. 16告示
河口湖に写る逆さ富士 する。	士の景観を活か	した産屋ヶ崎の野外	宿泊の拠点として	て整備 平 8.	7. 16告示
河口湖に浮かぶ鵜ノ	島の探勝のための	の園地として整備す	-3.	平 8.	7. 16告示
河口湖に浮かぶ鵜ノ	島における舟遊び	びのための施設とし	て整備する。	平 8.	7. 16告示
河口湖南岸における打 する。	深勝及び野外レ	クリェーション等の	ための園地として	て整備 平 8.	7. 16告示
河口湖周辺及び富士L 備する。	山麓の探勝等の7	ための河口湖畔にお	ける滞在拠点とし	して整 平 8.	7. 16告示
御坂山系や富士山のる。	景観を活かした	河口湖畔における	滞在拠点として雪	整備す 平 8.	7. 16告示
河口湖周辺及び富士る。	山麓の探勝等の	ための河口湖畔の	滞在拠点として雪	整備す 平 8.	7. 16告示
甲府船津線道路(車)	 道)沿線におけ <sup>り</sup>	る給油施設として整	備する。	平 8.	7. 16告示
眼下の河口湖や富士に る。	山の景観を活か	した展望・休憩のた	めの園地として塾	整備す 平 8.	7. 16告示

(表24:単独施設表)

	. 早烟旭餀衣/			
番号	種	類	位	置
6 2	博物展	示施設	山梨県南都留郡富士河口湖町	(船津剣丸尾)
6 3	園	地	山梨県南都留郡富士河口湖町	(里宮)
6 4	舟 边	<b>差</b> 場	山梨県南都留郡富士河口湖町	(里宮)
6 5	園	地	山梨県南都留郡富士河口湖町	(小海)
6 6	宿	舎	山梨県南都留郡富士河口湖町	(小海)
6 7	園	地	山梨県南都留郡富士河口湖町	(羽根子山)
6 8	野	古 場	山梨県南都留郡富士河口湖町	(長浜)
6 9	野	出場	山梨県南都留郡富士河口湖町	(西湖北岸)
7 0	園	地	山梨県南都留郡富士河口湖町	(西湖根場)
7 1	宿	舎	山梨県南都留郡富士河口湖町	(西湖根場)
7 2	野営	岩場	山梨県南都留郡富士河口湖町	(西湖根場)
7 3	宿	舎	山梨県南都留郡富士河口湖町	(西湖青木ケ原)
7 4	野営	岩 場	山梨県南都留郡富士河口湖町	(西湖青木ケ原)
7 5	園	地	山梨県南都留郡富士河口湖町	(蝙蝠穴)
7 6	園	地	山梨県南都留郡富士河口湖町	及び鳴沢村(五湖台)
7 7	園	地	山梨県南都留郡富士河口湖町	及び鳴沢村(三湖台)
7 8	園	地	山梨県南都留郡鳴沢村(紅葉	台)

整	備	方	針	旧計	画との関係
富士登山(河口湖口解説するための博物展			【士山の自然を総	合的に 平 8.	7. 16告示
河口湖周辺におけるる。	探勝及び野外レクリ	リェーションのた	めの園地として	整備す 平 8.	7.16告示
河口湖における舟遊	びのための施設とし	して整備する。		平 8.	7.16告示
河口湖周辺におけるる。	探勝及び野外レクリ	リェーションのた	めの園地として	整備す 平 8.	7.16告示
河口湖周辺における 備する。	探勝及び野外レクリ	リェーションのた	めの滞在拠点と	して整 平 8.	7. 16告示
富士山と河口湖の景る。	:観を活かした羽根	子山の探勝のた	めの園地として	整備す 平 8.	7.16告示
河口湖越しの御坂山する。	系の景観を活かした	- た河口湖畔の野外	宿泊の拠点とし	て整備 平 8.	7.16告示
西湖北岸の水辺の自	然環境を活かした野	野外宿泊の拠点と	して整備する。	平 8.	7.16告示
青木ヶ原樹海の優れ	た自然環境を活かし	した探勝のための	園地として整備	する。 平 8.	7.16告示
西湖周辺における探する。	勝及び野外レクリコ	エーションのため	の滞在拠点とし	て整備 平 8.	7.16告示
西湖周辺における探 て整備する。	勝及び野外レクリコ	エーションのため	の野外宿泊の拠	点とし 平 8.	7.16告示
西湖・青木ヶ原周辺 として整備する。	における探勝及び野	野外レクリェーシ	/ョンのための滞	在拠点 平 8.	7.16告示
西湖・青木ヶ原周辺	の自然環境を活かし		L点として整備す	る。 平 8.	7.16告示
蝙蝠穴及び周辺の探	勝のための園地とし	して整備する。		平 8.	7. 16告示
富士山及び富士五湖 ための園地として整備		東海自然歩道沿線	₹における展望・ <i>/</i>	休憩の 平 8.	7. 16告示
富士山,青木ヶ原樹における展望・休憩の			いした東海自然歩	道沿線 平 8.	7. 16告示
青木ヶ原樹海越しの 休憩のための園地とし		かした東海自然歩	が対象における。	展望・ 平 8.	7. 16告示

## (表24:単独施設表)

	. 卑强旭餀衣/		
番号	種 類	位	置
7 9	園 地	山梨県南都留郡鳴沢村(鳴沢氷穴)	
8 0	スキー場	山梨県南都留郡鳴沢村(天神山)	
8 1	駐 車 場	山梨県南都留郡鳴沢村(精進口五合目)	
8 2	園 地	山梨県南都留郡鳴沢村(御庭奥庭)	
8 3	宿舎	山梨県南都留郡鳴沢村(御庭奥庭)	
8 4	園 地	静岡県富士宮市(猪之頭)	
8 5	宿舎	静岡県富士宮市(富士宮口登山線)	
8 6	医療救急施設	静岡県富士宮市(富士宮口八合目)	
8 7	休 憩 所	静岡県富士宮市(富士宮口新五合目)	
8 8	駐 車 場	静岡県富士宮市(富士宮口新五合目)	
9 1	園 地	静岡県富士宮市(高鉢山)	
9 2	園 地	静岡県富士宮市(白糸の滝)	
9 3	園 地	静岡県富士宮市(西臼塚)	
9 4	駐 車 場	静岡県富士宮市(西臼塚)	
9 5	博物展示施設	静岡県富士宮市(西臼塚)	
9 6	休 憩 所	静岡県富士市(高鉢交差点)	
9 7	給油施設	静岡県富士市(高鉢交差点)	

整	備	方	針	旧計画	可との関係
鳴沢氷穴周辺の探勝の	ための園地と	して整備する。		平 8.	7. 16告示
富士山北麓における初	〕、中級者を対象	象としたスキー場と	こして整備する。	平 8.	7. 16告示
富士登山(河口湖口) 勝のための駐車場として		終点における富士	上山の登山者及び原	周辺探 平 8. ′	7. 16告示
天子山系、御坂山系及 辺探勝のための園地とし		観を活かした富士↓	山の登山や御庭、『	奥庭周 平 8.	7. 16告示
天子山系、御坂山系及 辺探勝のための滞在拠点			山の登山や御庭、『	奥庭周 平 8.	7. 16告示
豊かな湧水に恵まれたする。	自然環境を活力	かした休憩・探勝の	つための園地とし	て整備 平 8. ′	7. 16告示
富士宮口登山線道路(する。	(歩道)を利用で	する富士山の登山者	者の滞在拠点とし <sup>*</sup>	て整備 平 8. ′	7. 16告示
富士山の登山者の救急	医療施設として	て整備する。		平 8.	7. 16告示
富士宮口登山線道路 ( 周辺探勝利用者の展望・				山者や 平 8. ′	7. 16告示
富士宮口登山線道路 のための駐車場として整		おける富士山の登↓	山者及び周辺探勝和	利用者 平 8. <sup>7</sup>	7. 16告示
富士宮口登山線道路(て整備する。	(車道)のドラク	イブ利用者の散策・	・休憩のための園は	地とし 平 8. ′	7. 16告示
白糸の滝の探勝のため	の園地として塾	整備する。		平 8.	7. 16告示
ヤマボウシやブナの自の園地として整備する。	然林が成立する			のため 平 8. ′	7. 16告示
主に西臼塚園地及び博	物展示施設の和	 利用者の駐車場とし	て整備する。	平 8.	7. 16告示
富士宮口登山線道路(ための博物展示施設とし		おいて富士山の自然	<sup>太及び利用情報の打</sup>	是供の平 8. ′	7. 16告示
富士宮口登山線道路(する。	(車道)のドラ~	イブ利用者の休憩の	つための施設として	で整備 平 8. ′	7. 16告示
富士宮口登山線道路(	(車道)沿線にお	おける給油施設とし	て整備する。	平 8.	7. 16告示

## (表24:単独施設表)

番号	種	類	位    置
9 8	宿	舎	静岡県御殿場市(御殿場口登山線)
9 9	園	地	静岡県裾野市 (越前岳)
100	宿	舎	静岡県駿東郡小山町(須走口登山線)
1 0 1	駐	車場	静岡県駿東郡小山町(須走口新五合目)
1 0 2	運	動場	山梨県南都留郡山中湖村 (平野)

整	備	方	針	旧計	画との関係
御殿場口登山線道路する。	(歩道)を利用する	5富士山の登山ネ	<b>者の滞在拠点として整備</b>	平 8.	7.16告示
富士山の優れた景観を	を活かした展望・休	<b>木憩のための園</b> 均	也として整備する。	平 8.	7. 16告示
須走口登山線道路(対	歩道)を利用する富	『士山の登山者の	の滞在拠点として整備す	平 8.	7. 16告示
須走口登山線道路 (重の駐車場として整備する		ける富士山の登口	山者及び周辺探勝利用者	平 8.	7. 16告示
山中湖の雄大な景観る。	を活かした、野外ス	スポーツのための	の運動場として整備す	新	規

# (ウ) 道路

① 車道

車道を次のとおりとする。

(表25:道路(車道)表)

番号	路線名	区間	主要経過地
1	富士吉田口登山線	起点-山梨県富士吉田市(上吉田・国立公園境界) 終点-山梨県富士吉田市(吉田口馬返)	大石茶屋
2	精進湖線	起点-山梨県西八代郡上九一色村 (精進・国立公園境界)終点-山梨県西八代郡上九一色村 (精進赤池・車道合流点)終点-山梨県西八代郡上九一色村 (青木ヶ原・車道合流点)	精進湖畔
3	本栖湖周回線	起点-山梨県南巨摩郡身延町(中之倉・国立公園境界) 終点-山梨県西八代郡上九一色村(本栖・車道合流点) 終点-山梨県西八代郡上九一色村(本栖)	本栖集団施設 地区、 本栖湖畔
4	山中内野線	起点-山梨県南都留郡山中湖村(山中・車道分岐点) 終点-山梨県南都留郡山中湖村(内野・国立公園境界)	
5	道志平野線	起点-山梨県南都留郡山中湖村(山伏峠・国立公園境界) 終点-山梨県南都留郡山中湖村(平野・車道合流点)	
6	平野三国山線	起点-山梨県南都留郡山中湖村 (平野・車道分岐点) 終点-山梨県南都留郡山中湖村 (三国山・国立公園境界)	
7	山中湖周回線	起点ー山梨県南都留郡山中湖村(旭日ヶ丘・車道分岐点)終点ー山梨県南都留郡山中湖村(山中・車道合流点)	山中湖畔
8	東富士五湖線	起点-山梨県南都留郡山中湖村 (篭坂峠・国立公園境界) 終点-山梨県南都留郡富士河口湖町 (船津剣丸尾・国立公園境界)	
9	甲府船津線	起点-山梨県南都留郡富士河口湖町 (御坂峠・国立公園境界) 起点-山梨県南都留郡富士河口湖町 (御坂トンネル・国立公園境界) 終点-山梨県富士吉田市(松山・国立公園境界)	河口湖畔
10	河口湖北岸線	起点-山梨県南都留郡富士河口湖町(河口・車道分岐点) 起点-山梨県南都留郡富士河口湖町(河口・車道分岐点) 終点-山梨県南都留郡富士河口湖町(長浜・車道合流点)	河口湖畔
1 1	船津産屋ヶ崎線	起点-山梨県南都留郡富士河口湖町(船津・車道分岐点) 終点-山梨県南都留郡富士河口湖町 (産屋ヶ崎・車道合流点)	河口湖大橋
1 2	河口湖西湖線	起点-山梨県南都留郡富士河口湖町 (船建・車道分岐点) 終点-山梨県西八代郡上九一色村 (御殿庭・車道合流点)	河口湖畔、 西湖畔
1 3	富士北麓公園線	起点-山梨県南都留郡富士河口湖町 (船津胎内・車道分岐点) 終点-山梨県富士吉田市(中ノ茶屋・車道合流点)	

整備为	旧計画との関係
上吉田から馬返への到達道路として整備する。	平 8. 7.16告示
甲府方面から精進湖畔への到達道路及び精進湖畔を探勝する道路として 整備する。	平 8. 7.16告示
山梨県南巨摩郡身延町方面から本栖集団施設地区への到達道路及び本栖 湖畔を探勝する道路として整備する。	平 8. 7.16告示
山中湖畔から山梨県南都留郡山中湖村内野への到達道路として整備する。	平 8. 7.16告示
山梨県南都留郡道志村方面から山中湖畔への到達道路として整備する。	平 8. 7.16告示
山中湖畔から三国山への到達道路として整備する。	平 8. 7.16告示
山中湖南湖畔の旭日ヶ丘から東湖畔の平野への到達道路及び山中湖畔の 探勝道路として整備する。	平 8. 7.16告示
静岡県駿東郡小山町方面から船津剣丸尾への到達道路(東富士五湖道路 )として整備する。	平 8. 7.16告示
甲府方面から河口湖畔への到達道路として整備する。	平 8. 7.16告示
河口湖北岸の探勝道路として整備する。	平 8. 7.16告示
河口湖を縦断する河口湖大橋を経由し、富士吉田富士宮線道路(車道) と甲府船津線道路(車道)を連絡する道路として整備する。	平 8. 7.16告示
船津と青木ヶ原を結び、河口湖畔及び西湖畔を探勝する道路として整備する。	平 8. 7.16告示
富士登山(河口湖口)線(車道)と富士吉田口登山線(車道)との連絡 道路として整備する。	平 8. 7.16告示

# (表25:道路(車道)表)

番号	路線名	区	間	主要経過地
1 4	富士吉田富士宮線	起点一山梨県南都留郡富士河 (船溝 終点一静岡県富士宮市(上井	対 利 見 ・ 国 立 公園 境 界 )	青木ヶ原、 富岳風穴、 朝霧高原
1 5	富士登山(河口湖口)線	起点一山梨県南都留郡富士河終点一山梨県南都留郡鳴沢村	(船津剣丸尾・車道分岐点)	御庭
1 6	西湖南岸線	起点一山梨県南都留郡富士河終点一山梨県南都留郡富士河終点一山梨県南都留郡富士河	(富岳風穴・車道分岐点) 「口湖町 (西湖根場・車道合流点)	西湖畔
1 7	富士宮鳴沢線	起点一山梨県南都留郡鳴沢村終点一静岡県富士宮市(朝霧		青木ヶ原
18	田貫湖線	起点一静岡県富士宮市(朝霧終点一静岡県富士宮市(佐护		田貫湖集団施設地区
1 9	富士宮口登山線	起点一静岡県富士宮市(飯盛起点一静岡県富士市 (大溪終点一静岡県富士宮市(富士	」・国立公園境界)	西臼塚
2 0	須走吉田線	起点一静岡県駿東郡小山町。終点一山梨県富士吉田市(新		山中湖畔
2 1	須走口登山線	起点一静岡県駿東郡小山町 終点一静岡県駿東郡小山町		

## ② 自転車道

自転車道を次のとおりとする。

(表26:道路(自転車道)表)

番号	路線名	区	間	主要経過地
1	山中湖忍野線	起点一山梨県南都留郡山中湖村終点一山梨県南都留郡山中湖村終点一山梨県南都留郡山中湖村	(山中)	山中湖畔

整備为針	旧計画との関係
富士吉田市方面から青木ヶ原、朝霧高原を経て、富士宮市方面に至る、 富士山周回の主要公園利用道路として整備する。	平 8. 7.16告示
富士吉田市の市街地及び河口湖方面から精進口五合目への到達道路(富士スバルライン)として整備する。	平 8. 7.16告示
西湖畔の探勝道路及び蝙蝠穴と富岳風穴との連絡道路として整備する。	平 8. 7.16告示
富士北麓方面と富士宮方面との連絡道路として整備する。	平 8. 7.16告示
朝霧高原から猪之頭を経て、田貫湖方面への連絡道路及び田貫湖集団施設地区へ到達する道路として整備する。	平 8. 7.16告示
富士宮市方面及び御殿場市方面から富士宮口五合目への到達道路(富士山スカイライン)として整備する。	平 8. 7.16告示
御殿場市方面から富士吉田市方面に至る、富士山周回の主要公園利用道路の一部として整備する。	平 8. 7.16告示
小山町の市街地方面から須走口新五合目への到達道路として整備する。	平 8. 7.16告示

整	備	方	針	旧計画との関係
山中湖畔から内野 備する。	〜至る、山中湖周)	辺の探勝の	ための自転車道と	平 8. 7.16告示

## ③ 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表27:道路(歩道)表)

番号	路線名	区	間	主要経過地
1	吉田口登山線	起点一山梨県富士吉田市( 終点一山梨県富士吉田市( 起点一山梨県富士吉田市( 終点一富士山頂(富士山頂	諏訪の森・歩道分岐点)	吉田口五合目
2	諏訪の森船津胎 内線	起点一山梨県富士吉田市(終点一山梨県南都留郡富士		
3	精進女坂線	起点一山梨県西八代郡上九終点一山梨県西八代郡上九		
4	精進五湖山線	起点一山梨県西八代郡上九終点一山梨県西八代郡上九	一色村(精進湖畔) 一色村(五湖山・歩道合流点)	
5	本栖パノラマ台線	起点一山梨県西八代郡上九終点一山梨県西八代郡上九		
6	精進口登山線	起点一山梨県西八代郡上九終点一山梨県南都留郡鳴沢	一色村(精進赤池・歩道分岐点) 村(精進口五合目)	富士風穴
7	天子山系縦走線	起点一山梨県西八代郡上九終点一静岡県富士宮市(長		雨ヶ岳、 毛無山
8	三ツ峠山線	起点一山梨県南都留郡西桂 終点一山梨県南都留郡富士		三ツ峠山、 木無山
9	石割山線	起点一山梨県南都留郡山中 終点一山梨県南都留郡山中		石割山
1 0	東海自然歩道線	終点一山梨県南都留郡山中起点一山梨県南都留郡山中終点一山梨県南都留郡山中起点一山梨県南都留郡忍野終点一山梨県南都留郡忍野終点一山梨県富士吉田市(終点一山梨県富士吉田市(終点一山梨県富士吉田市(終点一山梨県富士吉田市(	胡村 (切通峠・国立公園境界) 胡村 (平野) 村 (鐘山・国立公園境界) 村 (鐘山・国立公園境界) 新屋・国立公園境界) 諏訪内・国立公園境界) 諏訪内) 諏訪内) 諏訪の森・歩道合流点) 町口湖町(船津・国立公園境界) 村 (鳴沢氷穴) 村 (鳴沢氷穴) 村 (富岳風穴) 一色村 (本栖) 之頭)	沖鐘五紅鳴富青精本本地田設畑、台台氷風ヶ湖湖集、湖区畑、台台氷風ヶ湖湖集、湖区畑、、、穴穴原、、団 集 団 かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かん

整備为	旧計画との関係
富士吉田から富士山頂への登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
剣丸尾溶岩流上のアカマツ林等の探勝歩道として整備する。	平 8. 7.16告示
精進湖畔から御坂山系縦走線道路(歩道)への登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
精進湖畔から五湖山への登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
本栖湖からパノラマ台への登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
精進湖畔から、植生の垂直分布等を観察しながら、精進口五合目へ到達 する登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
本栖湖畔から、天子山系を縦走する登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
西桂町及び河口湖畔の河口から三ツ峠山への登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
山伏峠と東海自然歩道線道路(歩道)を連絡する登山道として整備す る。	平 8. 7.16告示
富士北麓の山中湖畔から、本栖湖畔を経て田貫湖畔まで、富士山を周回する自然採勝のための長距離自然歩道として整備する。	平 8. 7.16告示の変更

## (表27:道路(歩道)表)

番号	路線名	区間	主要経過地
1 1	平野三国峠線	起点-山梨県南都留郡山中湖村 (平野) 終点-山梨県南都留郡山中湖村 (三国峠・歩道合流点)	
1 2	篭坂峠切通峠線	起点-山梨県南都留郡山中湖村 (篭坂峠) 終点-山梨県南都留郡山中湖村 (切通峠・歩道合流点)	三国峠
1 3	御坂隧道御坂山 線	起点-山梨県南都留郡富士河口湖町(御坂隧道南口) 終点-山梨県南都留郡富士河口湖町(御坂山・歩道合流点)	
1 4	三ツ峠山口浅川 線	起点-山梨県南都留郡富士河口湖町 (三ツ峠山口) 終点-山梨県南都留郡富士河口湖町 (三ツ峠山・歩道合流点) 起点-山梨県南都留郡富士河口湖町 (三ツ峠山・歩道分岐点) 終点-山梨県南都留郡富士河口湖町 (浅川)	
1 5	御坂山系縦走線	起点-山梨県南都留郡富士河口湖町 (三ツ峠山・歩道分岐点) 終点-山梨県西八代郡上九一色村(本栖湖畔)	御坂峠、大石峠、王岳
1 6	御坂峠線	起点-山梨県南都留郡富士河口湖町 (御坂トンネル南口) 終点-山梨県南都留郡富士河口湖町 (御坂峠・歩道合流点)	
1 7	大石大石峠線	起点-山梨県南都留郡富士河口湖町(大石) 終点-山梨県南都留郡富士河口湖町(大石峠・歩道合流点)	
18	小海足和田山線	起点-山梨県南都留郡富士河口湖町 (小海) 終点-山梨県南都留郡富士河口湖町 (足和田山・歩道合流点)	
19	十二ヶ岳登山線	起点-山梨県南都留郡富士河口湖町(長浜) 起点-山梨県南都留郡富士河口湖町(西湖) 終点-山梨県南都留郡富士河口湖町(金山・歩道合流点)	
2 0	西湖蝙蝠穴線	起点-山梨県南都留郡富士河口湖町 (西湖根場・歩道分岐点) 終点-山梨県南都留郡富士河口湖町 (西湖民宿村・歩道合流点)	青木ヶ原、蝙蝠穴
2 1	精進口三合目御 庭線	起点-山梨県南都留郡鳴沢村 (精進口三合目・歩道分岐点) 終点-山梨県南都留郡鳴沢村 (御庭・歩道合流点)	奥庭
2 2	けなしやま 毛無山登山線	起点-静岡県富士宮市 (麓・歩道分岐点) 終点-静岡県富士宮市 (毛無山・歩道合流点)	
2 3	熊森山登山線	起点-静岡県富士宮市 (猪之頭・歩道分岐点) 終点-静岡県富士宮市 (熊森山・歩道合流点)	
2 4	御中道線	起点-静岡県富士宮市(富士宮口六合目・歩道分岐点) 終点-山梨県南都留郡鳴沢村(大沢) 起点-静岡県富士宮市(富士宮口新五合目・歩道分岐点) 終点-静岡県富士宮市(大沢)	精進口五合目

整備方針	旧計画との関係
山中湖畔の平野から三国峠への登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
篭坂峠から切通峠へ、富士山を展望しながら、縦走する登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
御坂山系縦走線道路(歩道)への登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
甲府船津線道路(車道)の三ツ峠山口及び河口湖畔の浅川から三ツ峠山への登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
三ツ峠山から本栖湖畔へ、富士山を展望しながら、縦走する登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
甲府船津線道路(車道)から御坂峠への登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
河口湖畔の大石から大石峠への登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
河口湖畔の小海方面と東海自然歩道線道路(歩道)を連絡する探勝歩道 として整備する。	平 8. 7.16告示
河口湖畔及び西湖畔から、毛無山、十二ヶ岳を経て、御坂山系縦走線道路(歩道)へ連絡する登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
根場園地と蝙蝠穴園地を連絡する、青木ヶ原樹海の探勝歩道として整備する。	平 8. 7.16告示
御庭及び奥庭周辺の亜高山帯針葉樹林を観察する登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
東海自然歩道線道路(歩道)沿線の麓と天子山系縦走線道路(歩道)を 連絡する登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
東海自然歩道線道路(歩道)沿線の猪之頭と天子山系縦走線道路(歩道)を連絡する登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
亜高山帯の植生を観察しながら、富士山中腹を周回する探勝歩道として 整備する。	平 8. 7.16告示

# (表27:道路(歩道)表)

番号	路線名	区間	主要経過地
2 5	富士宮口四合目線	起点-静岡県富士宮市(富士宮口四合目・歩道分岐点) 終点-静岡県富士宮市(大沢・歩道合流点)	
2 6	天子ヶ岳登山線	起点-静岡県富士宮市(佐折・国立公園境界) 終点-静岡県富士宮市(天子ヶ岳・歩道合流点)	
2 7	富士宮口登山線	起点-静岡県富士宮市(富士宮口一合目) 終点-富士山頂(富士山頂・歩道合流点)	富士宮口新五合目
2 8	村山口登山線	起点-静岡県富士宮市(粟倉・国立公園境界) 終点-静岡県富士宮市(富士宮口六合目・歩道合流点)	
2 9	御殿場口登山線	起点-静岡県御殿場市(御殿場口二合目・国立公園境界) 終点-富士山頂(富士山頂・歩道合流点)	
3 0	宝永山御殿庭線	起点-静岡県御殿場市 (腰切塚・国立公園境界) 終点-静岡県御殿場市 (宝永山・歩道合流点)	
3 1	腰切塚御殿庭線	起点-静岡県裾野市 (浅黄塚・国立公園境界) 終点-静岡県富士宮市 (富士宮口新五合目)	
3 2	越前岳登山線	起点一静岡県裾野市 (十里木・国立公園境界) 終点一静岡県裾野市 (須山・国立公園境界)	越前岳
3 3	須走口登山線	起点-静岡県駿東郡小山町(古御岳神社) 終点-富士山八合目(吉田口八合目・歩道合流点)	須走口新五合 目
3 4	富士山頂周回線	起点一富士山頂(浅間神社奥宮) 終点一富士山頂(浅間神社奥宮)	

## (エ) 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表28:運輸施設表)

番号	路線名	種 類	区間
1	本栖湖周遊線	船舶運送施設	起点-山梨県西八代郡上九一色村(本栖湖畔)終点-山梨県西八代郡上九一色村(本栖湖畔)
2	山中湖周遊線	船舶運送施設	起点一山梨県南都留郡山中湖村(山中湖畔)終点一山梨県南都留郡山中湖村(山中湖畔)
3	河口湖周遊線	船舶運送施設	起点一山梨県南都留郡富士河口湖町(河口湖畔)終点一山梨県南都留郡富士河口湖町(河口湖畔)
4	天上山線	索道運送施設	起点一山梨県南都留郡富士河口湖町(船津)終点一山梨県南都留郡富士河口湖町(天上山)

整備为針	旧計画との関係
富士宮口登山線道路(歩道)の四合目から、亜高山帯の針葉樹林を観察 しながら、御中道線道路(歩道)に連絡する探勝歩道として整備する。	平 8. 7.16告示
天子ヶ岳への登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
富士宮市の市街地方面から富士山頂への登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
村山口から富士宮口六合目への登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
御殿場口から富士山頂への登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
腰切塚方面から御殿庭を経て宝永山へ到達する、側火山群を観察する登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
腰切塚方面から御殿庭を経て富士宮口新五合目へ到達する、登山道として 整備する。	平 8. 7.16告示
十里木から越前岳及び黒岳への登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
古御岳神社から須走口新五合目を経て、吉田口八合目への登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
富士山頂のお鉢廻りの探勝歩道として整備する。	平 8. 7.16告示

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
本栖集団施設 地区	富士山を眺望しながら、本栖湖の自然景観を鑑賞する湖 上遊覧のための船舶運送施設として整備する。	平 8. 7.16告示
旭日ヶ丘、山中	富士山及び山中湖の自然景観を鑑賞しながら、旭日ヶ丘 と山中等を山中湖を周回する船舶運送施設として整備す る。	平 8. 7.16告示
船津	富士山を眺望しながら、河口湖の自然景観を鑑賞する湖 上遊覧のための船舶運送施設として整備する。	平 8. 7.16告示
天上山下	富士山、河口湖、山中湖、青木ヶ原樹海を眺望できる天 上山までの索道(ロープウェイ)として整備する。	平 8. 7.16告示